

# 大田区国民保護計画

(素案)



(令和〇年修正)

大 田 区

# 目 次

第1章 大田区国民保護計画の基本	5
第1節 計画の目的・根拠	6
1 計画の目的	6
2 計画の根拠	6
3 計画に定める事項	9
4 その他の考慮事項	11
5 計画の不断の見直し	11
第2節 国民保護措置に関する基本方針	12
1 基本的人権の尊重	12
2 国民の権利・利益の迅速な救済	12
3 国民に対する情報提供	12
4 関係機関相互の連携協力の確保	12
5 国民の協力	12
6 指定公共機関及び指定地方公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮	13
7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	13
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	13
9 外国人への国民保護措置の適用	13
第3節 区及び関係機関の事務又は業務の全体像	14
1 業務の全体像	14
2 事務又は業務の大綱	15
第4節 区の地理的、社会的特徴	19
1 地形・気候	19
2 人口・人口密度など	20
3 商工業	20
4 道路の位置等	20
5 鉄道、空港、港湾の位置等	20
6 石油コンビナート	20
7 その他	20
第2章 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態	22
第1節 想定する事態類型及び事態例	22
1 基本指針で想定されている類型及び事態例	22
2 本計画における留意点	27
第2節 緊急対処事態に関する読替え	30
第3章 武力攻撃事態等への対処	31

第1節	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	31
1	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	31
2	事態認定前における危機管理対策本部の設置及び初動措置	31
第2節	事態対処の実施体制	34
1	大田区国民保護対策本部	34
2	通信の確保	42
3	特殊標章等の交付及び管理	42
第3節	関係機関相互の連携	43
1	国・都の対策本部との連携	43
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	43
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	44
4	他の区市長等に対する応援の要求、事務の委託	44
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	45
6	区が行う応援	45
7	自主防災組織等に対する支援	46
8	住民への協力要請	46
第4節	国民の権利・利益の救済に係る手続き	47
1	国民の権利利益の迅速な救済	47
2	国民の権利利益に関する文書の保存	47
第5節	警報及び避難の指示等	48
第1	警報の伝達等	48
1	警報の内容の伝達・通知	48
2	警報の内容の伝達方法	49
3	緊急通報の伝達及び通知	50
第2	避難住民の誘導等	51
1	避難の指示の伝達	51
2	避難実施要領の策定	52
3	避難住民の誘導	55
4	想定される避難の形態と区による誘導	60
第6節	救援	65
1	救援の実施	65
2	関係機関の連携	65
3	救援の程度及び方法の基準	65
4	救援の内容	66
第7節	安否情報の収集・提供	70
1	安否情報の収集	70
2	都に対する報告	71
3	安否情報の照会に対する回答	71

4	日本赤十字社に対する協力	72
第8節	武力攻撃災害への対処	73
第1	武力攻撃災害への対処	73
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	73
2	武力攻撃災害の兆候の通報	73
第2	応急措置等	74
1	退避の指示	74
2	警戒区域の設定	77
3	応急公用負担等	78
4	消防に関する措置等	78
第3	生活関連等施設における災害への対処	80
1	生活関連等施設の安全確保	80
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	80
第4	NBC攻撃による災害への対処	81
1	応急措置の実施	81
2	国の方針に基づく措置の実施	81
3	関係機関との連携	81
4	汚染原因に応じた対応	82
5	区長の権限	82
6	要員の安全の確保	83
第9節	被災情報の収集及び報告	84
第10節	保健衛生の確保その他の措置	86
1	保健衛生の確保	86
2	廃棄物の処理	86
第11節	国民生活の安定に関する措置	88
1	生活関連物資等の価格安定	88
2	避難住民等の生活安定等	88
3	公共的施設の適切な管理	88
第12節	他都道府縣市町村の避難住民等の受入れ	89
1	基本的考え方	89
2	避難住民の受入れに関する措置	89
第4章	復旧等	90
第1節	応急の復旧	90
1	基本的考え方	90
2	公共的施設の応急の復旧	90
第2節	武力攻撃災害の復旧	91
第3節	国民保護措置に要した費用の支弁等	92

1	国への負担金の請求	92
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	92
3	総合調整及び指示に係る損失の請求	92
第5章	大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処	93
第1節	初動対応力の強化	94
1	危機管理体制の強化	94
2	対処マニュアルの整備	94
3	発生現場における連携強化のための体制づくり	95
4	不特定多数の人々への情報伝達	95
5	装備・資材の備蓄	95
6	訓練等の実施	96
7	住民・昼間区民への啓発	96
第2節	平時における警戒	97
1	危機情報等の把握	97
2	危機情報の共有	97
3	警戒対応	97
第3節	発生時の対処	98
1	区対策本部の設置指定が行われている場合	98
2	区対策本部の設置指定が行われていない場合	98
3	区災害対策本部等による対応	98
4	区対策本部への移行	100
第4節	大規模テロ等の類型に応じた対処	101
1	攻撃対象施設等による分類	101
I	危険物質を有する施設への攻撃	101
II	大規模集客施設等への攻撃	101
2	攻撃手段による分類	102
III	大量殺傷物質による攻撃(ダーティボム)	102
IV	大量殺傷物質による攻撃(生物剤)	103
V	大量殺傷物質による攻撃(化学剤)	103
VI	交通機関を破壊手段としたテロ	104
第6章	平素からの備え	105
第1節	組織・体制の整備等	105
第1	区における組織・体制の整備	105
1	各部における平素の業務	105
2	区職員の参集基準等	106
3	消防初動体制の把握等	108

4	国民の権利利益の救済に係わる手続等	108
第2	関係機関との連携体制の整備	109
1	基本的考え方	109
2	都との連携	110
3	近接区市との連携	110
4	指定公共機関等との連携	111
5	事業者に対する支援	111
6	自主防災組織等に対する支援	112
第3	通信の確保	112
第4	情報収集・提供等の体制整備	113
1	基本的考え方	113
2	警報の伝達に必要な準備	114
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	115
4	被災情報の収集、報告に必要な準備	117
第5	特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	118
第6	研修及び訓練	119
1	研修	119
2	訓練	120
第2節	避難、救済及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	122
1	避難に関する基本的事項	122
2	避難実施要領のパターン作成	123
3	救援に関する基本的事項	124
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	124
5	避難施設の指定への協力	125
6	生活関連等施設の把握等	126
第3節	物資及び資材の備蓄、整備	128
1	区における備蓄	128
2	区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	128
第4節	国民保護に関する啓発	129
1	国民保護に関する啓発	129
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	129
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	130

# 第 1 章 大田区国民保護計画の基本

## 第 1 節 計画の目的・根拠

### 1 計画の目的

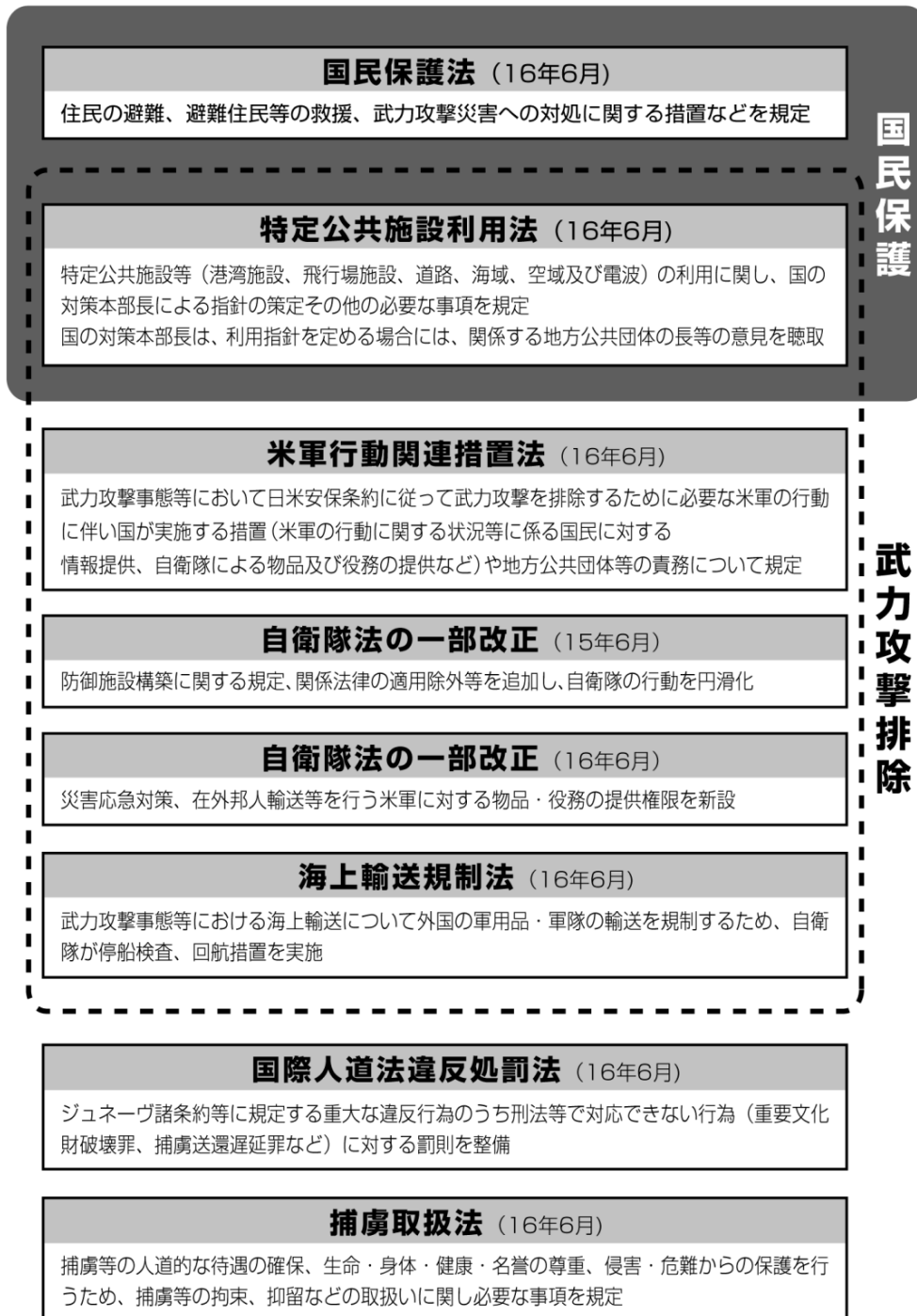
本計画は、大田区の区域において、武力攻撃事態や大規模テロ等から区民等の生命、身体及び財産を保護し、区民生活や区民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処（被害の最小化）などの「国民の保護のための措置」（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

### 2 計画の根拠

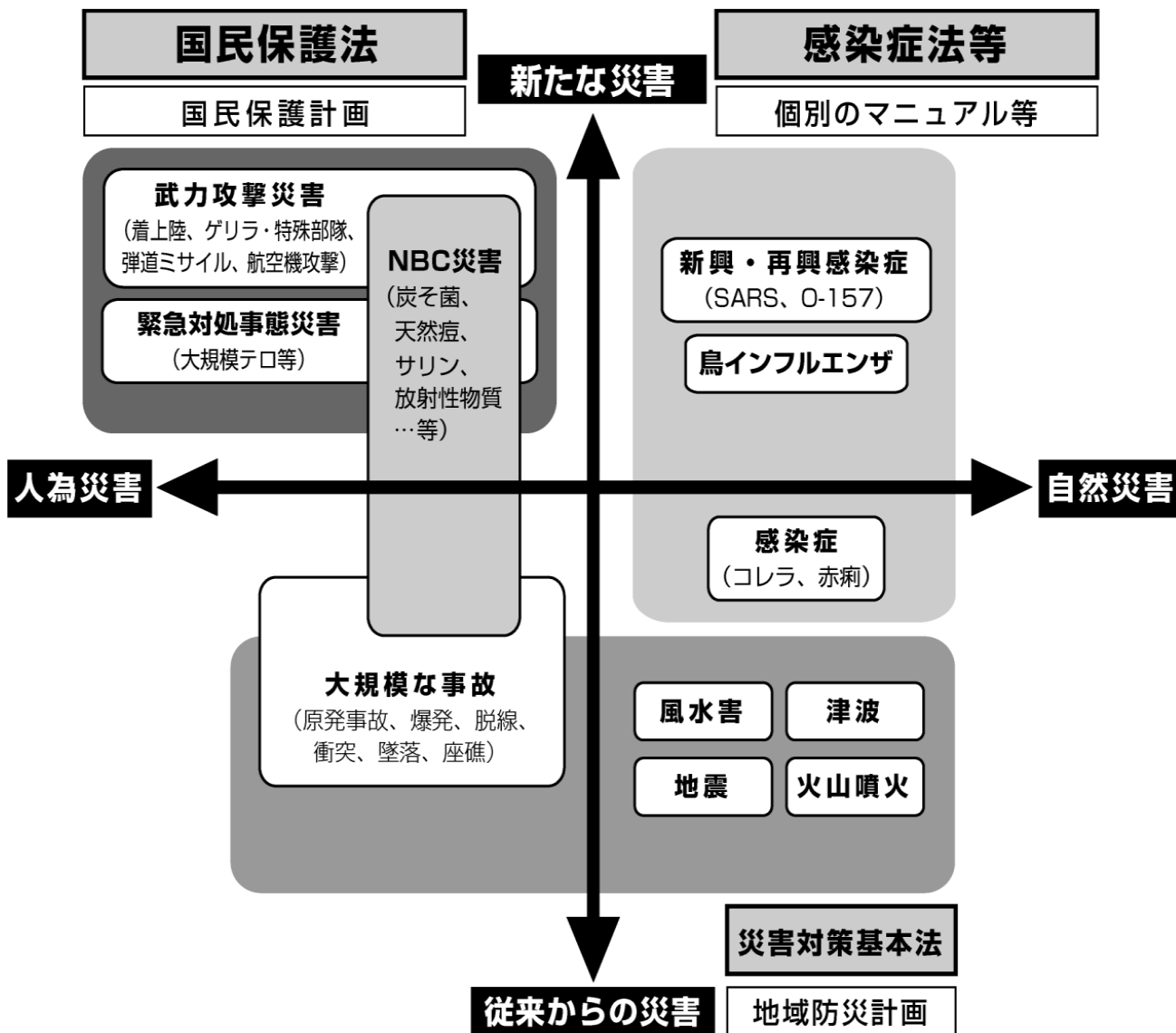
本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都国民保護計画（以下「都国民保護計画」という。）に基づき、策定する。

## 武力攻撃事態等への対処に関する法制

<b>武力攻撃事態対処法</b> （15年6月）
武力攻撃事態等の対処（武力攻撃の排除・国民保護）に関する基本的事項を規定



参考「災害の種類と関連法制」



### 3 計画に定める事項

本計画においては、区の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項に係る事項について定める。

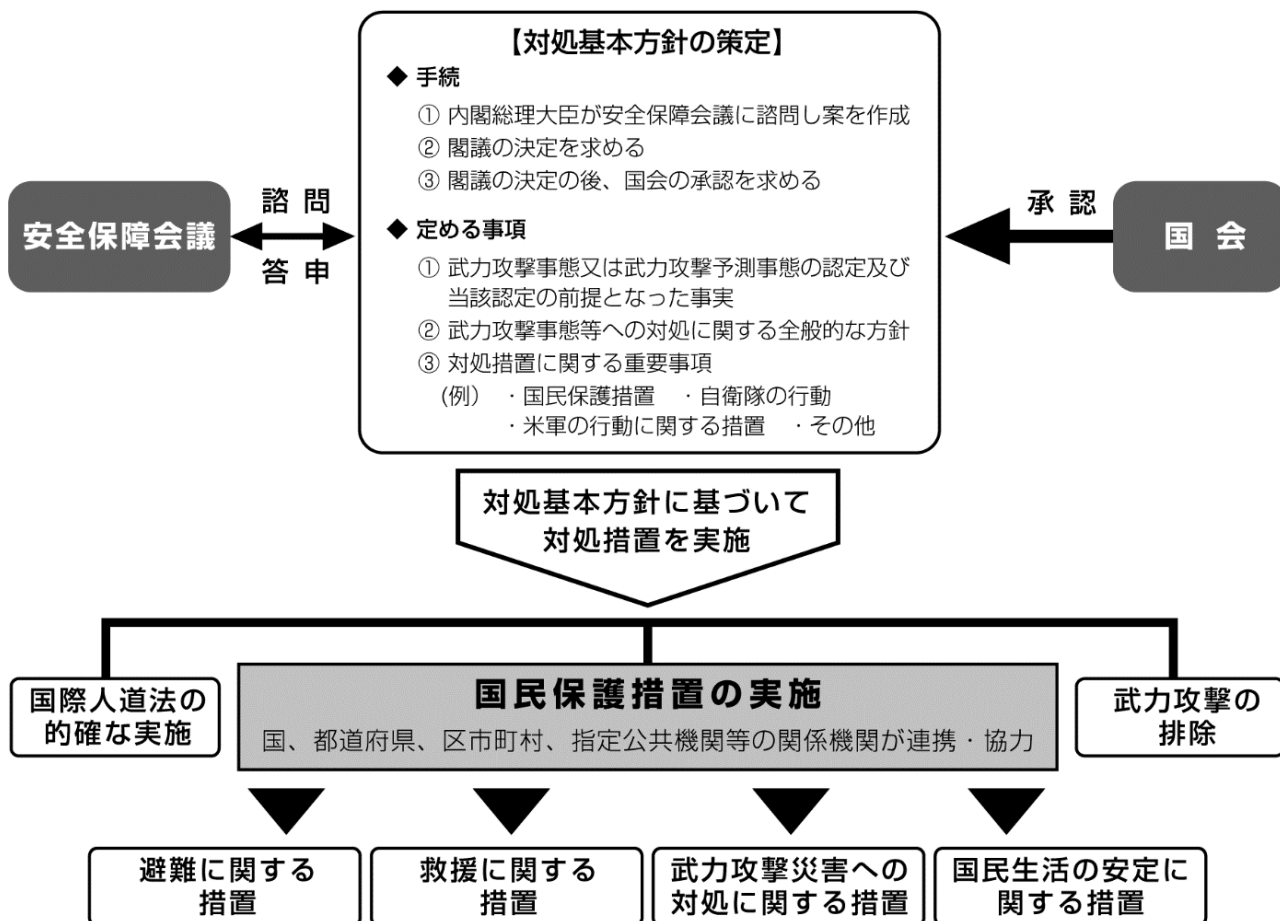
#### (1) 国民保護措置の実施

ア 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に至ったとき、政府は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定め、内閣総理大臣を本部長とする事態対策本部を設置し、国民保護措置を総合的に推進することとされている。

イ 都道府県及び区市町村は、閣議決定による設置指定に基づき、それぞれの首長を本部長とする国民保護対策本部を設置し、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、国民保護措置を実施する。

## 国民保護措置の実施

### 武力攻撃等



## (2) 対処基本方針が定められる前の段階における対処

本計画では、突発的な事態発生にも適切に対応するため、政府において対処基本方針が定められる（武力攻撃事態の認定が行われる）前の段階における対処についても取り上げる（緊急対処事態についても同じ）。

## 4 その他の考慮事項

### (1) 東京の特性や実効性に配慮

本計画は、大都市東京の特性を踏まえて都が実施した国民保護訓練等の成果を反映した都国民保護計画との整合を図るとともに、東京都国民保護図上訓練の参加や区独自の国民保護訓練の成果を反映するなど、実効性の確保に留意し作成した。

今後、都が計画する国民保護に関する訓練や区独自の訓練を通じて、さらに実効性の向上を図るものとする。

### (2) 災害対策の仕組みを最大限に活用

本計画は、武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、「大田区地域防災計画」（以下「防災計画」という。）等により構築された災害対策の仕組みを最大限に活用している。

## 5 計画の不断の見直し

(1) 本計画は、「基本指針」の変更や今後の国際情勢の変化、国民保護措置に係る新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、訓練の結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

(2) 計画の見直しに当たっては、大田区国民保護協議会（以下「区国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(3) 計画の変更は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更を除き、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）と協議し、議会に報告、公表する。

## 第2節 国民保護措置に関する基本方針

### 1 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

この際、いわゆるデマ情報の拡散による被害拡大の防止に努めるとともに、デマ情報への注意喚起を併せて実施する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区市（神奈川県近隣市を含む。以下同じ。）並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

この際、都が近隣県と行う情報共有体制や九都県市における相互応援体制の整備動向に留意する。

### 5 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この際、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。併せて、区は、自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

また、区及び東京消防庁は、消防団の充実・活性化に努める。

## 6 指定公共機関及び指定地方公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

区は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重する。また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

区は、放送事業者や電気通信事業者等に区が実施する国民保護措置に係る協力等を依頼する場合は、強制その他の干渉にわたることがないように十分に配慮する。

## 7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

## 9 外国人への国民保護措置の適用

区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

# 第3節 区及び関係機関の事務又は業務の全体像

## 1 業務の全体像

区は、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、国、都、その他関係機関と連携・協力して、迅速・的確に国民保護措置を実施する。

参考「国民保護に関する業務の全体像」

### 国民保護に関する業務の全体像



## 2 事務又は業務の大綱

区、都、指定地方行政機関及び自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護に関して、おおむね次に掲げる業務を処理する。

### (1) 大田区

機関の名称	事務または業務の大綱
大田区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

### (2) 東京都

機関の名称	事務または業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol> <p>【警視庁】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報伝達の協力及び退避の協力</li> <li>2 避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</li> </ol>

	3 救援の実施（被災者の捜索及び救出） 4 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 5 警戒区域の設定等及び退避の指示 6 住民避難等のための交通規制の実施 <b>【東京消防庁】</b> 1 消火並びに救助及び救急 2 避難住民の誘導 3 危険物等の措置 4 警報伝達の協力 5 生活関連等施設の安全確保に対する協力
--	--

### （３）指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の上会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な救急の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置

東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区 海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方 環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

#### (4) 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊作戦 システム運用隊	

#### (5) 指定公共機関、指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の 医療機関	医療の確保

河川管理施設、 道路、港湾、空港の 管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護</li> <li>2 外国人の安否調査</li> <li>3 赤十字救援物資の備蓄及び配分</li> <li>4 災害時の血液製剤の供給</li> <li>5 その他の救援</li> </ol>
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</li> <li>2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</li> <li>3 金融機関の業務運用の確保に係る措置</li> <li>4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</li> <li>5 各種措置に係る広報</li> <li>6 海外中央銀行等との連絡・調整</li> </ol>

## 第4節 区の地理的、社会的特徴

### 1 地形・気候

#### (1) 地形

区は、東京都のほぼ東南に位置し、東から東南にかけて東京湾に面し、西と南は多摩川を境として、神奈川県川崎市、北は品川、目黒、世田谷の各区と隣接している。

西北部の丘陵地帯と東南部の低地に2分され、丘陵地帯はいわゆる武蔵野台地の東南端にあたる。低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と堆積によってできた沖積地と、それに続く埋め立て地からなる。

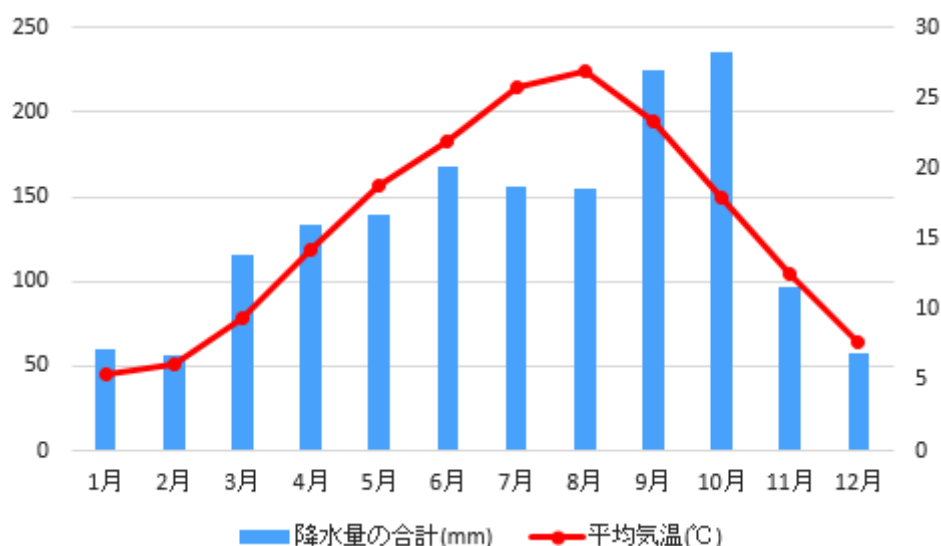
海拔は、田園調布付近が最高で43.7m<sup>(\*)</sup>、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高いところで約5m、海岸線や埋め立て地では約1m。

面積は、約61.86k㎡(令和8年4月1日現在)。

⇒地形略図を資料編に掲載

#### (2) 気候

温帯気候に属しており、気温は年平均16度。降雨量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多い。



気象庁HPデータを基に作成、観測地点は千代田

(\*) 津波対策事業における標高調査(平成24年度実施)による

## 2 人口分布・人口密度など

区の人口は、昭和 41 年頃に最高を記録し、その後減少に転じ、一時微増傾向を示した時期もあるが、昭和 62 年以降は、漸減傾向にあった。しかし、平成 8 年以降、再び漸増傾向に転じている。

住民基本台帳人口は 747,423 人、外国人登録者数は 35,013 人、世帯数は 427,198 世帯（令和 8 年 4 月 1 日現在）、人口密度は、約 1 万 2 千人／km<sup>2</sup>。

⇒関連資料を資料編に掲載（町丁目別人口、年齢別人口、昼夜間人口）

## 3 商工業

大森・蒲田地区に代表される商業及びビジネス街、私鉄各駅周辺の地域に密着した商店街、臨海部埋立地の工場専用地域があり、区は「多様な顔を持つ産業のまち」といえる。南東部は、工場と住宅の混在化が特徴となる中、小規模でも高い技術力を持つ中小の町工場が展開し、優秀な製品を生産している。

⇒関連資料を資料編に掲載（産業別事業所・従業者数、商業別商店・従業員数）

## 4 道路の位置等

幹線的な道路は、南北に延びて北は品川区、南は神奈川県川崎市につながっている国道 15 号線（第一京浜）、国道 1 号線（第二京浜）、東西に延びて東は平和島、西は目黒区につながっている環状 7 号線、また、東は東京国際空港（以下「羽田空港」という。）、西は世田谷区につながっている環状 8 号線がある。

⇒幹線道路図を資料編に掲載

## 5 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、JR、地下鉄、私鉄 2 線、モノレールがそれぞれ区内を通っている。駅の数は 43 で、中でも JR 京浜東北線蒲田駅は一日の乗降客数 25 万人を超える。空港は、4 本の滑走路を有する羽田空港があり、国内線・国際線合わせて、一日約 24.1 万人の乗降客、約 1,300 回の離発着（令和 6 年度）がある。

⇒区内交通案内図を資料編に掲載

## 6 石油コンビナート

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に定める石油コンビナート等特別防災区域として、羽田空港地区が指定されている。

## 7 その他

多摩川をはさんだ対岸の神奈川県川崎市とは、橋梁 7 カ所（上流から丸子橋・ガス

橋・多摩川大橋・六郷橋・大師橋・横羽橋・多摩川スカイブリッジ) 及び隧道 (トンネル) 2カ所 (首都高速道路多摩川トンネル及びJR貨物線用トンネル (羽田トンネル)) で結ばれている。

⇒都県境 6 橋交通量概略を資料編に掲載

# 第2章 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態

## 第1節 想定する事態類型及び事態例

基本指針では、武力攻撃事態については4類型、緊急対処事態については4事態例が想定されている。本計画では、基本指針で想定されている類型及び事態例を対象とする。

また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

※ N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

### 1 基本指針で想定されている類型及び事態例

#### （1）武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

基本指針では、次の4類型が示されている。

- ア 弾道ミサイル攻撃
- イ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ウ 航空攻撃
- エ 着上陸侵攻

#### （2）緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

基本指針では、次の4事例が示されている。

#### ア 攻撃対象施設等による分類

（ア）危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
（事態例）

- a 原子力事業所等の破壊
- b 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- c 危険物積載船への攻撃

d ダムの破壊

(イ) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
(事態例)

- a 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- b 列車等の爆破

イ 攻撃手段による分類

(ア) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
(事態例)

- a ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- b 炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布
- c 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- d 水源地に対する毒素等の混入

(イ) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
(事態例)

- a 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- b 【その他】弾道ミサイル等の飛来（試験発射時の誤誘導、威嚇等）

※ 上記（１）の類型及び（２）の事態例並びにNBCを使用した攻撃の特徴については、参考「事態類型・事態例と特徴」のとおり

参考「事態類型・事態例と特徴」

《武力攻撃事態》

事態類型	特徴
<p>1 弾道ミサイル攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</li> </ul>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>《想定される主な被害》 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《被害の範囲・期間》 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</p> <p>《事態の予測・察知》 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</p>
<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</li> </ul>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>《想定される主な被害》 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</p> <p>《被害の範囲・期間》 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</p> <p>《事態の予測・察知》 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>
<p>3 航空攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</li> </ul>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>《想定される主な被害》 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《被害の範囲・期間》 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>《事態の予測・察知》 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的</p>

	<p>容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>また、近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。</p>
<p>4 着上陸侵攻</p> <p>・ 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <p>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>《想定される主な被害》</p> <p>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>《被害の範囲・期間》</p> <p>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</p> <p>《事態の予測・察知》</p> <p>攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</p>

### 《緊急処理事態》

事態例	特徴
1 攻撃対象施設等による分類	
(1) 危険物質を有する施設への攻撃	<p>○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする（都内には原子力事業所等は存在しない。）。</p> <p>○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。</p>
(2) 大規模集客施設等への攻撃	<p>○ 大規模集客施設（劇場、大規模な商業施設など）やターミナル駅、列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>
2 攻撃手段による分類	

(1) 大量殺傷物質による攻撃	○ 「《NBCを使用した攻撃》」(次項)と同様の被害を発生させる。
(2) 交通機関を破壊手段としたテロ	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

### 《NBCを使用した攻撃》

種別	特徴
1 核兵器等	核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下(灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
2 生物兵器等	人に知られることなく散布することが可能である。 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭そ菌、ペスト等が挙げられている。
3 化学兵器等	急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特特定は困難である。 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等が挙げられている。

## 2 本計画における留意点

本計画では、最近の国際情勢及び大都市東京の特性を踏まえ、特に、次の二つの事態に留意する。

### (1) 弾道ミサイル攻撃（武力攻撃事態及び緊急対処事態）

ウクライナ危機において首都攻撃への対応の重要性が明らかになり、また、我が国の近隣では弾道ミサイル発射が繰り返される状況にある。

本計画では、ミサイルを現実的な脅威として、備えを重視する。

### (2) 大規模テロ等（緊急対処事態）

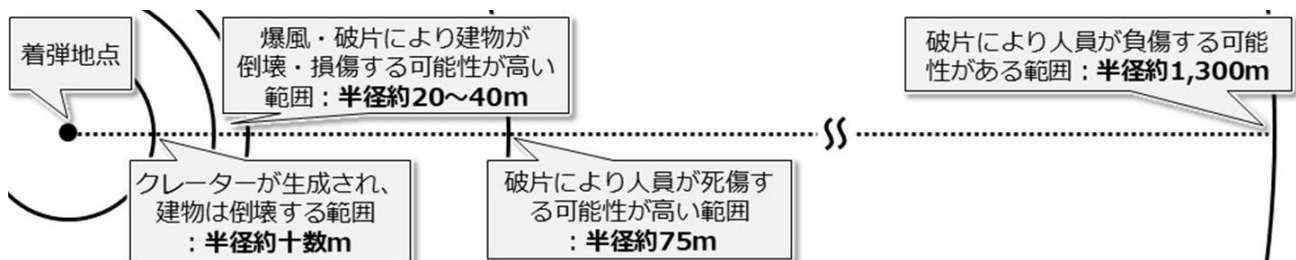
世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、首都東京でテロが起きた場合には、区民にも甚大な被害が想定されることから、大規模テロ等に迅速に対処すべく、本計画において実効性を確保する。

※ 上記（1）及び（2）のリスクについては、参考「想定されるリスク」のとおり

## 参考「想定されるリスク」

### 1 弾道ミサイル攻撃

日本が侵略を受ける場合、反撃能力や防空網を早期に無力化することから、初期の段階は弾道ミサイル攻撃が主流となり、その後、航空攻撃や着上陸侵攻に移行することが想定される。弾道ミサイル攻撃は、発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間で着弾が予想される。1トンの爆薬を搭載した通常弾頭のミサイルが着弾した場合の被害イメージの一例は以下のとおり。<sup>(\*)</sup>



そのため、弾道ミサイル発射情報が全国瞬時警報システム（J-A L E R T）<sup>(\*\*)</sup>（以下「J-A L E R T」という。）を通じて、区市町村からの防災行政無線やテレビ、ラジオ、緊急速報メールなどにより伝達された場合は、速やかに近くの堅ろうな建築物や地下施設（該当する建物がなければ、それ以外の建物）に避難し、堅ろうな建物に限らず屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する必要がある。また、弾頭の種類（通常弾頭、化学弾頭など）は、着弾前に特定することは困難であり、弾頭の大きさによっては被害が多くなる可能性がある。よって、建物などに避難することができなければ、物陰に隠れ、身を伏せ、頭を守るとともに、風上側にできるだけ離れることを考慮する必要がある。その後は、テレビ、ラジオや東京都防災 X（旧Twitter）などを通じて、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

### 2 大規模テロ等

テロは突発的に被害が発生し、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、大規模集客施設やターミナル駅などが爆破された場合は、人的被害が発生し、施設が崩壊し被害が多くなる可能性がある。また、テロを事前に予測することは困難であり、被害が発生した後の犯行声明等によってテロと認識することとなるが、継続して犯行を企図している場合には犯行声明等は行われない。よって、近傍で爆発などが起こった場合であっても、SNS投稿のために興味本位に近付かず、身の安全を確保するためにで

<sup>(\*)</sup> Missile Defense Advocacy Alliance (<https://missiledefenseadvocacy.org/>)などを参考に算出した。

<sup>(\*\*)</sup> 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

きる限り速やかにその場から離れることが肝要である。

なお、武力攻撃や大規模テロ等と併せ、EMP（電磁パルス）攻撃やサイバーテロも想定される。これらの攻撃は、ライフラインや医療機能等に多大な影響を及ぼし、区民生活や都市活動に大きな影響を与えるおそれもあることから、その対応等について、国・都、関係機関等と連携しながら、その動向に注視していく。

## 第2節 緊急対処事態に関する読替え

本計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・武力攻撃事態等対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・国際人道法に関する規定
- ・赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定

# 第3章 武力攻撃事態等への対処

## 第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

### 1 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定後、区に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等区の区域内に直接の影響が及ばない場合においても、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理監に命じて危機情報の集約等即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制及び生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行う。さらに、区内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制「危機管理対策本部」を設置する。

### 2 事態認定前における危機管理対策本部の設置及び初動措置

#### (1) 危機管理対策本部の設置

ア 区長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、速やかに、都、警視庁、東京消防庁に連絡を行うとともに、全庁的な対応を行い、区としての的確かつ迅速に対処するため、危機管理対策本部を設置する。

イ 危機管理対策本部は、警視庁、東京消防庁、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理対策本部を設置した旨を、都に連絡する。この場合、危機管理対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

ウ 区は、区対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

#### (2) 初動措置の確保

ア 区は、危機管理対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、区災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、消火、救助・救急等の応急措置を

行う。

また、区長は、国、都等から入手した情報を関係機関へ提供する。

イ 区は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定や、消防法に基づき消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ 政府による事態認定がなされたが、区に対し、区対策本部の設置の指定がない場合においても、区長は必要があると認めるときは、国民保護法に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置を行う。

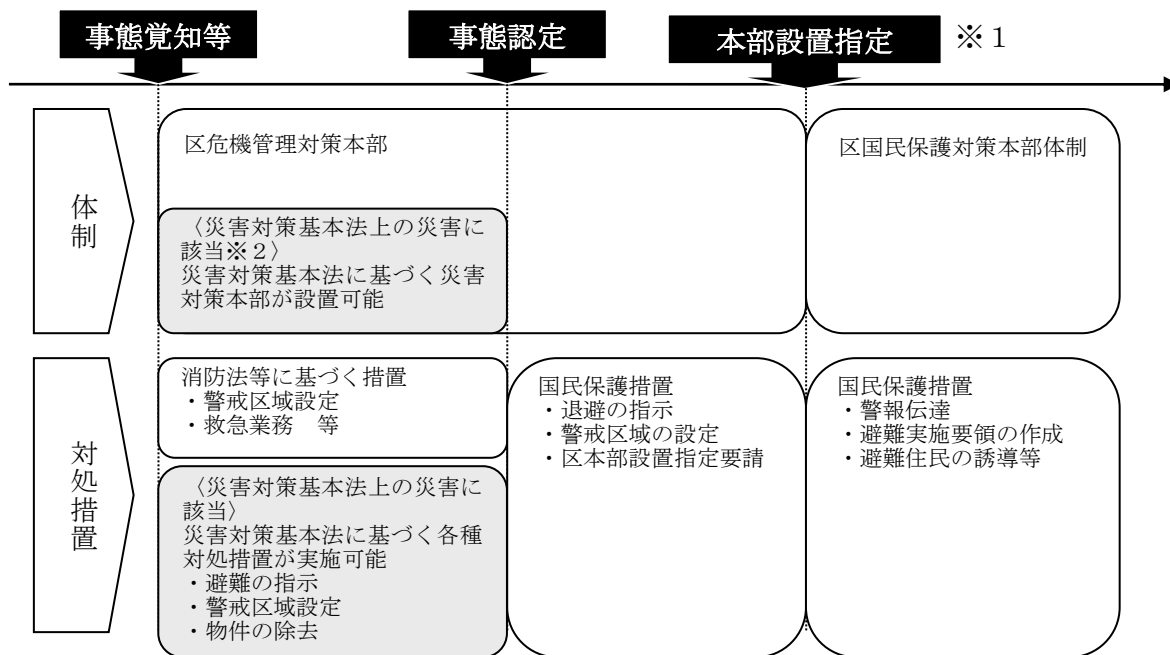
### **(3) 関係機関への支援の要請**

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

### **(4) 区対策本部への移行に要する調整**

危機管理対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに区対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 第2節 事態対処の実施体制

### 1 大田区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）

#### （1）区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、次の手順により行う。

##### ア 区対策本部を設置すべき区の指定の通知

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて区対策本部を設置すべき区の指定の通知を受ける。

##### イ 区長による区対策本部の設置

指定の通知を受けた区長は、直ちに区対策本部を設置する。なお、危機管理対策本部等を設置していた場合は、区対策本部に切り替える。

##### ウ 区対策本部員及び区対策本部職員の参集

区担当職員は、区対策本部員、区対策本部職員等に対し、職員連絡網等を活用し、区対策本部に参集するよう連絡する。

##### エ 区対策本部の開設

区担当職員は、大田区役所本庁舎5階に区対策本部を開設するとともに、区対策本部に必要な各種通信システム（防災情報処理室等）の起動、資材の配置等必要な準備を開始する。また、関係機関と電話、FAX、電子メール、防災行政無線（移動系）等を用いて活動体制等を相互に通報することにより、通信手段の状態を確認する。

区長は、区対策本部を設置したときは、議会にその旨を連絡する。

##### オ 交代要員等の確保

区は、交代要員の確保、食料や燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備を確保する。

##### カ 本部代替機能の確保

区は、区対策本部が被災した場合等、区対策本部を区本庁舎に設置できない場合は、区長が状況に応じて、代替施設を指定する。

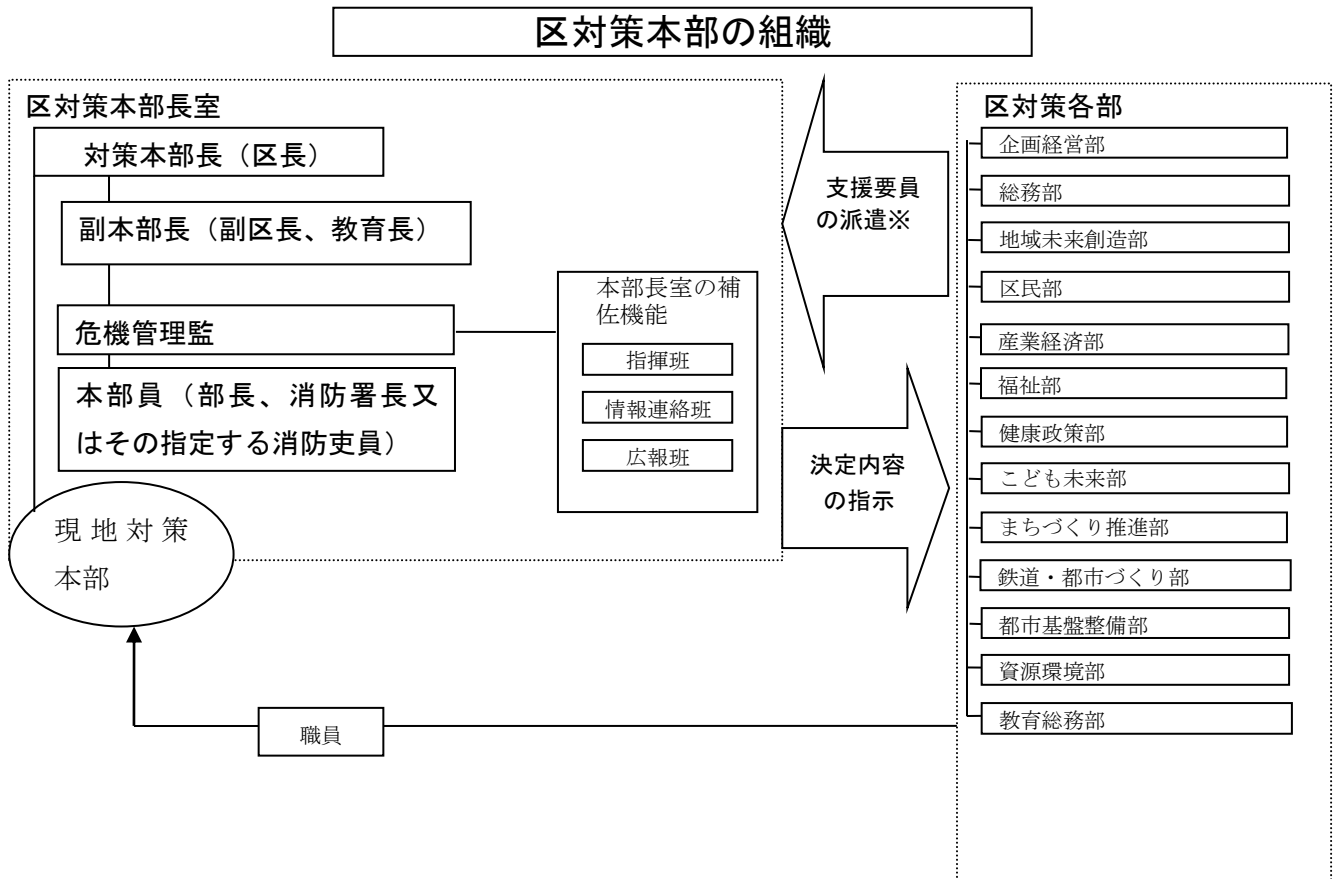
また、区外への避難が必要で、区内に区対策本部を設置することができない場合は、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

#### （2）区対策本部を設置すべき区の指定の要請等

区長は、区に対して区対策本部を設置すべき区の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき区の指定を行うよう要請する。

### (3) 組織及び構成

区対策本部の組織は、大田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例で定めたとおり。本部長室と各部の構成は別紙2のとおり。各部は区対策本部における決定内容等に従い、措置を実施するものとする。区対策本部長室には、各部から本部連絡員等の支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。



※各部は本部連絡員その他支援要員を本部長室に派遣する。

#### (4) 各組織の所掌事務

##### ア 本部長室

名称	所掌事務
本部長室	<p>本部長室は、次の事項について区対策本部の基本方針を審議策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民の保護のための措置全般にわたる大田区の方針に関すること。</li> <li>2 重要な武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>3 避難の指示の伝達、避難住民の誘導及び緊急通報の伝達に関すること。</li> <li>4 都が行う救援の協力に関すること。</li> <li>5 公用令書の交付を伴う特定物資の収用等及び応急公用負担に関すること。</li> <li>6 国民保護現地対策本部の設置に関すること。</li> <li>7 部長及び現地対策本部長に対する事務の委任に関すること。</li> <li>8 自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。</li> <li>9 都、他の区市町村、公共機関等に対する応援の要請等に関すること。</li> <li>10 国民保護措置に要する経費の処理方法に関すること。</li> <li>11 前各号に掲げるもののほか、重要な国民保護措置に関すること。</li> </ol>

##### イ 本部長室の補佐機能の編成

班	機能
指揮班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長室の庶務に関すること（審議の記録を含む）。</li> <li>・参集職員の掌握及び配置に関すること。</li> <li>・本部長室及び各部との連絡調整に関すること。</li> <li>・情報連絡班が収集した情報に基づく、区対策本部長の重要な意思決定に資する資料作成等による補佐に関すること。</li> <li>・関係機関への措置要請、自衛隊の派遣要請等の重要な連絡に関すること。</li> <li>・対策本部の活動、本部長室の審議、国民保護措置等の記録に関すること。</li> </ul>
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の情報に関する国、都、他の区市、関係機関との通信連絡に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報○避難や救援の実施状況○災害への対応状況○安否情報○その他</li> </ul> </li> <li>・特別出張所等との通信連絡に関すること。</li> <li>・警報、緊急通報の通知及び伝達に関すること。</li> <li>・通信回線や通信機器の確保に関すること。</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の対外的な広報活動に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災状況や区対策本部の活動内容の公表</li> <li>○被害拡大防止及び混乱防止の広報○報道対応</li> </ul> </li> </ul>

※班の名称、機能は一例。事態の態様により適宜編成する。

ウ 危機管理監及び各部の所掌事務

部の名称	所掌事務
危機管理監	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護に関する総合調整</li> <li>2 国民保護対策本部の運営</li> <li>3 本部長命令及び要請の伝達 (避難の指示、警報・緊急通報、退避の指示、警戒区域の設定等)</li> <li>4 災害情報の総括整理及び本部長への報告</li> <li>5 災害情報の分析及び応急対策に係る素案の作成</li> <li>6 国民保護法の運用</li> <li>7 東京都その他の防災関係機関との連絡調整</li> <li>8 遺体収容場所の確保</li> <li>9 避難・復帰実施要領の策定</li> </ol>
企画経営部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置関係の予算</li> <li>2 武力攻撃災害の復旧・復興計画の立案・調整</li> <li>3 武力攻撃災害に関する広報及び広聴相談業務</li> <li>4 情報システムの復旧対策</li> <li>5 損害補償、損失補償</li> </ol>
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室の庶務</li> <li>2 東京都その他関係機関との連絡</li> <li>3 本部の通信及び情報の総括</li> <li>4 国民保護対策の連絡調整</li> <li>5 特殊標章（赤十字標章を除く）の交付及び許可</li> <li>6 車両舟艇及び資材等の調達</li> <li>7 物資の受入れ及び配分</li> <li>8 安否情報の収集及び提供</li> <li>9 国民の権利利益に関する文書の保存</li> </ol>
地域未来創造部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別出張所における災害対策活動の調整</li> <li>2 被災地の被害状況の調査</li> <li>3 被災証明書の発行</li> <li>4 ボランティア等の支援に係わる総合調整</li> <li>5 避難所の開設及び管理運営</li> <li>6 避難誘導</li> <li>7 外国人の保護及び避難誘導について</li> </ol>
区民部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に対する区税の減免及び執行猶予</li> </ol>
産業経済部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害用食糧の確保（炊き出しを含む）</li> <li>2 区給水活動の総括及び配分</li> <li>3 中小企業及び農漁業の武力攻撃災害復旧対策</li> </ol>
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け</li> <li>2 要配慮者（高齢者・障がい者）に関すること</li> <li>3 生活困窮者等に対する保護及び支援</li> <li>4 遺体収容所の確保並びに遺体の収容及び搬送</li> <li>5 遺体処理埋葬等に関する事務処理</li> </ol>
健康政策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師会及び医療機関との連絡調整及び協力</li> <li>2 医療及び助産物資の確保、備蓄及び配分の総括</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 救護所の選定、設置及び管理運営の総括</li> <li>4 被災地、避難所等における防疫その他保健衛生対策</li> <li>5 被災地、避難所等における食品衛生及び環境衛生</li> <li>6 遺体埋葬等に関する事務処理</li> <li>7 赤十字標章の交付及び許可</li> <li>8 医療ボランティアの受入れ調整</li> </ul>
こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 幼児に関する相談業務</li> <li>2 母子生活支援施設に対する指導及び連絡</li> <li>3 要配慮者（乳幼児・障がい児）に関すること</li> <li>4 他の部に対する支援活動</li> </ul>
まちづくり推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災住宅の応急修理</li> <li>2 民間住宅の応急危険度判定の統括</li> <li>3 建造物の被害状況調査</li> <li>4 建築ボランティアの受入れ調整</li> <li>5 応急仮設住宅の建設計画の策定</li> <li>6 長期避難住宅及び応急仮設住宅の入居者の募集等の事務</li> <li>7 羽田空港との連絡調整</li> </ul>
鉄道・都市づくり部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくり推進部の支援</li> </ul>
都市基盤整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 土木構造物に関する被害状況調査及び復旧</li> <li>2 道路障害物の調査及び除去</li> <li>3 ライフラインに関する業務</li> <li>4 応急給水槽での給水活動</li> <li>5 避難場所（公園・緑地等）に関すること</li> <li>6 がれき処理の支援</li> </ul>
資源環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の清掃業務</li> <li>2 がれき処理</li> </ul>
教育総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急教育の指導及び調整</li> <li>2 学校教育施設の応急危険度判定、応急対策</li> <li>3 教育ボランティアの受入れ</li> <li>4 被災児童、生徒の教科書及び学用品の給与</li> <li>5 避難所（学校）に対する支援と連絡調整</li> <li>6 輸送業務</li> </ul>

参考「武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務」

機関の名称	分掌事務
東京消防庁 第二消防方面本部 大森消防署 田園調布消防署 蒲田消防署 矢口消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること</li> <li>2 消火、救助・救急に関すること</li> <li>3 危険物等の措置に関すること</li> <li>4 避難住民の誘導に関すること</li> <li>5 警報伝達の協力に関すること</li> <li>6 消防団との連携に関すること</li> <li>7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること</li> </ul>

## (5) 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部における広報広聴体制を整備する。

### ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。広報責任者は広聴広報課長とする。

イ 広報手段広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページやX（旧 Twitter）等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

⇒関係報道機関一覧を資料編に掲載

### ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。また、デマ情報への注意喚起を併せて実施し、区民の冷静かつ安全な行動を促す。
- (イ) 区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行う。
- (ウ) 都と連携した広報体制を構築する。

## (6) 区現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整のため現地における対策が必要であると認めるときは、区対策本部の事務の一部を行うため、区現地対策本部を設置する。

区現地対策本部長及び区現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充てる。

区分	内容
構成	現地対策本部長 本部長が、副本部長又は本部員の中から指名 現地対策副本部長 本部長が指名する本部の職員 現地対策本部員 本部長が指名する者 現地対策本部派遣員 関係機関の長が指名する職員
所掌事務	1 災害及び復旧状況の情報分析に関すること。 2 都及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 現地職員の役割分担及び調整に関すること。 4 自衛隊の部隊等の派遣に係る意見具申に関すること。 5 本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること。

	6 各種相談業務の実施に関すること。 7 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。
設置場所	被災現地周辺又は特別出張所等

(7) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺の安全が確保された場所に現地連絡調整所を設置する。

なお、既に都または関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は区職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

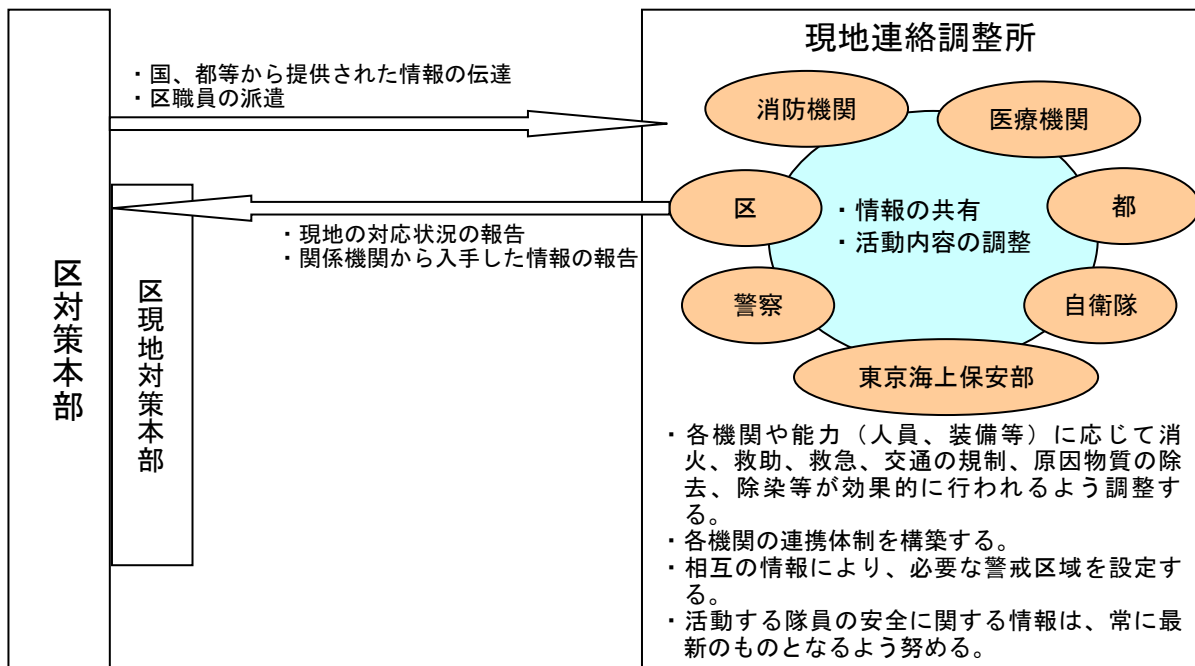
ア 参加機関

都、警視庁第二方面本部、東京消防庁第二消防方面本部、陸上自衛隊第1師団、保健所、医療機関など現地で活動している機関

イ 実施内容

- (ア) 被災状況や各機関の活動状況の把握
- (イ) 各機関が有する情報の共有
- (ウ) 現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

【現地連絡調整所の組織編成】



(8) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

#### ア 区の国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、区内の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

#### イ 都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。<sup>(\*)</sup>

また、区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

#### ウ 情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区内の国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

#### エ 国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区内の国民保護措置の実施状況について報告または資料の提出を求める。

#### オ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区内に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

### (9) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部の設置指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

---

<sup>(\*)</sup> 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

区は携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系区防災行政無線等の固定系通信回線の利用または臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、復旧要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員を避難先地域に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 3 特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、交付要綱を作成し、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

なお、国民保護措置に係る職務を行う東京消防庁の職員及び特別区の消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行う。

### (1) 区長

- ア 区職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (2) 水防管理者

- ア 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- イ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## 第3節 関係機関相互の連携

### 1 国・都の対策本部との連携

#### (1) 国・都の対策本部との連携

区は、都の対策本部及び国の対策本部（都経由）と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から東京都国民保護対策本部（以下、都対策本部という。）の本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、区職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

#### (2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、区職員を派遣することにより、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会<sup>(\*)</sup>を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

### 2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 都知事等への措置要請

区長は、区内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 都知事に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請

区長は、区内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

---

<sup>(\*)</sup> 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について、相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとする。

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区長は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長または区の協議会委員たる隊員を通じて、東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 区は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動<sup>(\*)</sup>により出動した部隊とも、区対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。
- (3) 区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

### 4 他の区市町等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の区市長等への応援の要求

ア 区長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、近接区市長（神奈川県近隣市長を含む）に対して応援を求める。

イ 応援を求める区市等との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 都知事等への応援の要求

区長は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

---

<sup>(\*)</sup> 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

ア 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託または委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

### (1) 職員の派遣の要請

区長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

### (2) 要請の方法

区長は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都知事を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 区を行う応援

### (1) 他の区市等に対して行う応援等

ア 区長は、他の区市等から応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の区市等の長から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を議会に報告し、また公示を行い、都知事に届け出る。

### (2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援

区は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労

務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 自主防災組織等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

区は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会・町会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、情報提供、生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置される「ボランティア・センター（仮称）」における登録・派遣調整等の受入体制の確保に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合は、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合、協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

## 第4節 国民の権利・利益の救済に係る手続き

### 1 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を整備する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。なお、手続項目ごとの担当課は別途定める。

#### 参考「国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧」

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。 (法第82条) 応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

※表中の「法」は「国民保護法」を示す。

### 2 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、区文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立てまたは訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

## 第5節 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の内容の伝達・通知

#### 1 警報の内容の伝達・通知

##### (1) 警報の内容の伝達等

ア 区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係団体（自治会・町会、社会福祉協議会、救急医療機関等）に警報の内容を伝達する。

イ 区は、都と協力して、区内の羽田空港及び大規模集客施設の管理者等に速やかに警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

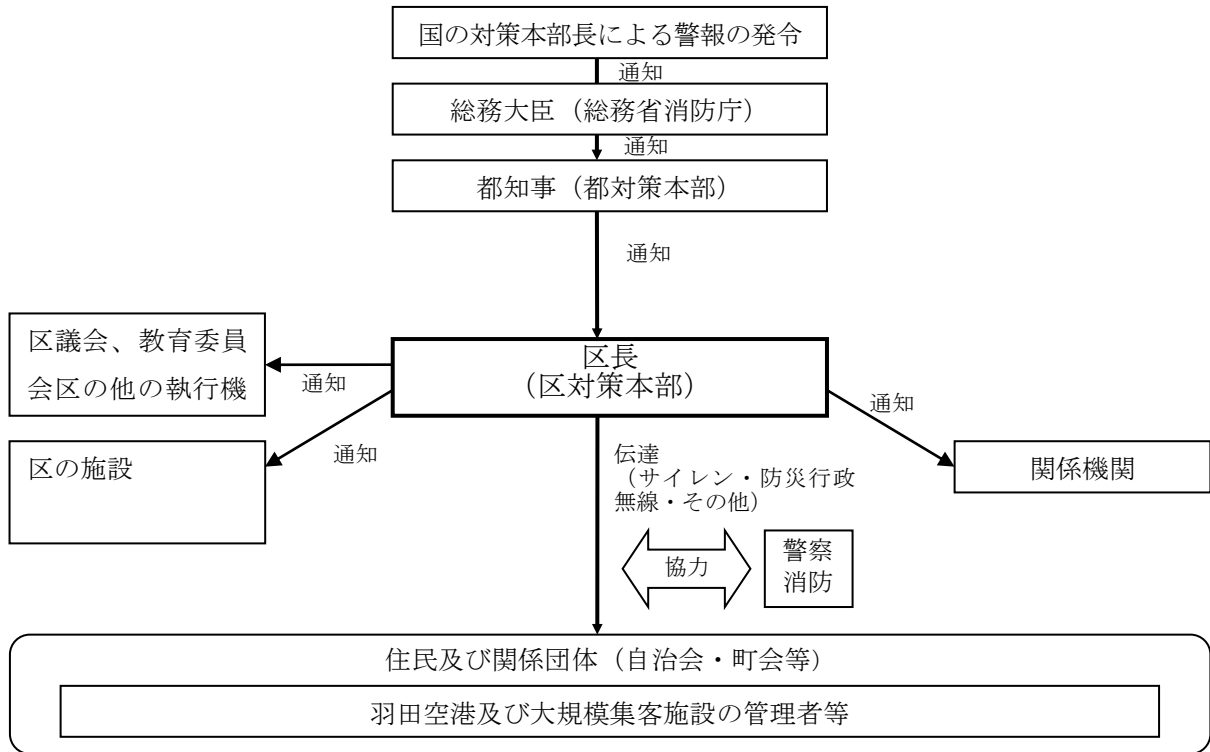
ア 区は、関係機関に対し、警報の内容を通知する。

《警報の内容》

- ・現状及び予測
- ・発生したと認められる地域
- ・住民等に周知すべき事項

イ 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ（<http://www.city.ota.tokyo.jp/>）に警報の内容を掲載する。

## 【警報の通知・伝達の流れ】



## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法は、以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合

J-A L E R Tにより同報系区防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で鳴らして住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

※ J-A L E R Tによって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (E m - n e t) (以下「E m - n e t」という。) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

イ 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれないが、特に必要と認める場合

サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図る。なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

ウ 上記ア・イのいずれにおいても、防災アプリ・防災ポータルサイト、安全・安心メール（以下「安安メール」という。）、X（旧T w i t t e r）、広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達、自治会・町会等への協力依頼などの防災行政無線以外の伝達方法も活用する。

(2) 区長は、警報の内容の伝達にあたり東京消防庁の協力が得られるよう、その消火、救助・救急活動の状況を勘案し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監または消防署長）の所轄の下に行動する。

併せて、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達には、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、区各部の連携の下、保有するあらゆる広報手段の活用及び要配慮者対策班の設置など、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達は、警報の伝達と同様に行う。原則として、サイレンは使用しない。

### 3 緊急通報の伝達及び通知

(1) 緊急通報は、都知事が、武力攻撃等災害が発生、又はまさに発生しようとしており、武力攻撃等災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、速やかに発令するものである。

(2) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模なテロ等が発生した場合は、災害の状況に応じて、迅速に緊急通報の発令を行うこととされている。

(3) 緊急通報の発令は、武力攻撃災害の兆候の通知や警視庁、東京消防庁等からの情報等に基づき、正確性や事態の緊急性を十分に勘案した上で行うこととされている。併せて、住民の混乱を未然に防止するよう留意することとされている。

(4) 区が行う緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法は、警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 《緊急通報の例示》

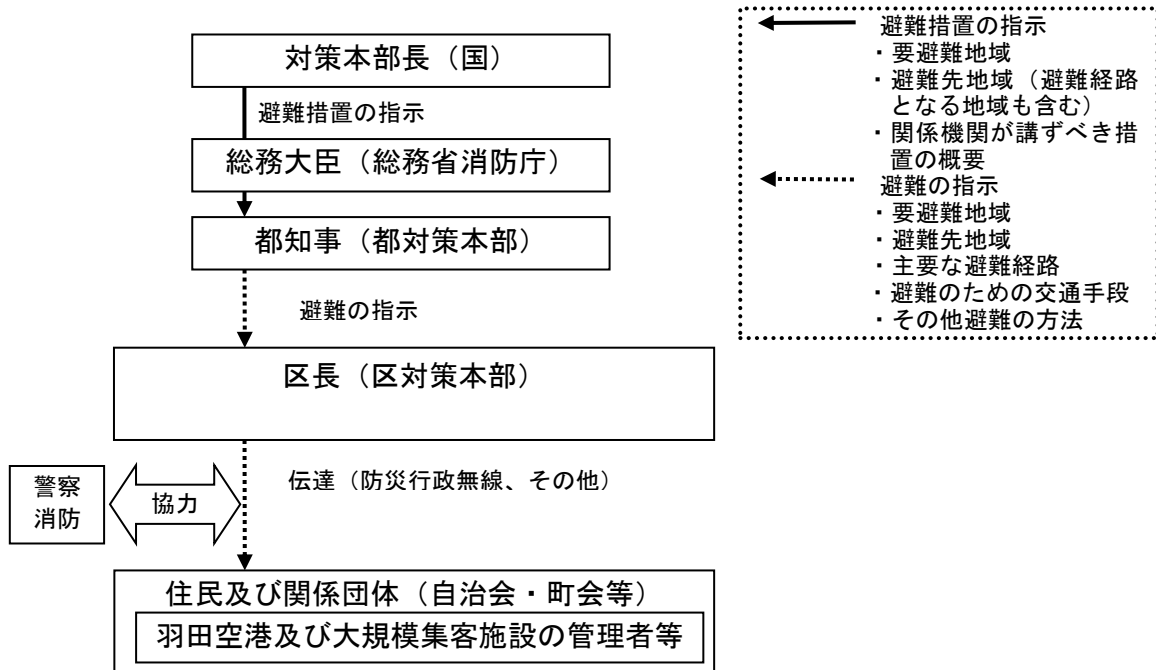
- ◇ 東京都〇〇区〇〇付近において、不審なゴムボートが放置。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様
- ・ 〇〇付近で銃撃と思われる音が聞こえたとの情報あり
  - ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関が調査中
  - ・ 〇〇付近に居住する住民は、できるだけ外出を控え、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと
  - ・ その他不審者に関する情報等があれば、××-〇〇〇〇-△△△△まで電話すること

## 第2 避難住民の誘導等

### 1 避難の指示の伝達

- (1) 区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- (2) 区長は、都知事による避難の指示が行われた場合は、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。

#### 【避難の指示の流れ】



## 《避難の指示の例文》

避難の指示	都知事 ○月○日○時
都においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。	
要避難地域の住民は、下記の掲げる避難の方法に従って、避難されたい。	
記	
1 大田区A A地区の住民は、B区B B地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。	
① 運送手段及び避難経路	
国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）	
○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）	
② ○時から○時まで、国道○号及び都道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）	
③ 細部については、大田区の避難実施要領による。	
④ 大田区職員の誘導に従って避難する。	
2 大田区C C地区の住民は、D区D D地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。	
①運送手段及び避難経路	
徒歩により、緊急にE E地区に移動の後、追って指示を待つ。	
・・・以下略・・・	

### 【留意点】

- 都知事は、避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行うこととなっている。

#### 《大幅な変更が生じる場合の例》

- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
  - ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合
- 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載することとなっている。

## 2 避難実施要領の策定

## (1) 避難実施要領の策定

ア 区長は、避難の指示を受けた場合は、あらかじめ策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

イ 避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### 《避難実施要領に定める事項（法定事項）》

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

## (2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、法定事項及び都国民保護計画に基づき、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。

### 《避難実施要領で定める項目》

- ・ 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ・ 避難先
- ・ 一時集合場所及び集合方法
- ・ 集合時間
- ・ 集合に当たっての留意事項
- ・ 避難の手段及び避難の経路
- ・ 区職員の配置等
- ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ・ 要避難地域における残留者の確認
- ・ 避難誘導中の食料等の支援
- ・ 避難住民の携行品、服装
- ・ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

### (3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時集合場所の選定）
- カ 要配慮者の避難方法の決定
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

### (4) 国の対策本部長による利用指針の調整

区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合に区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

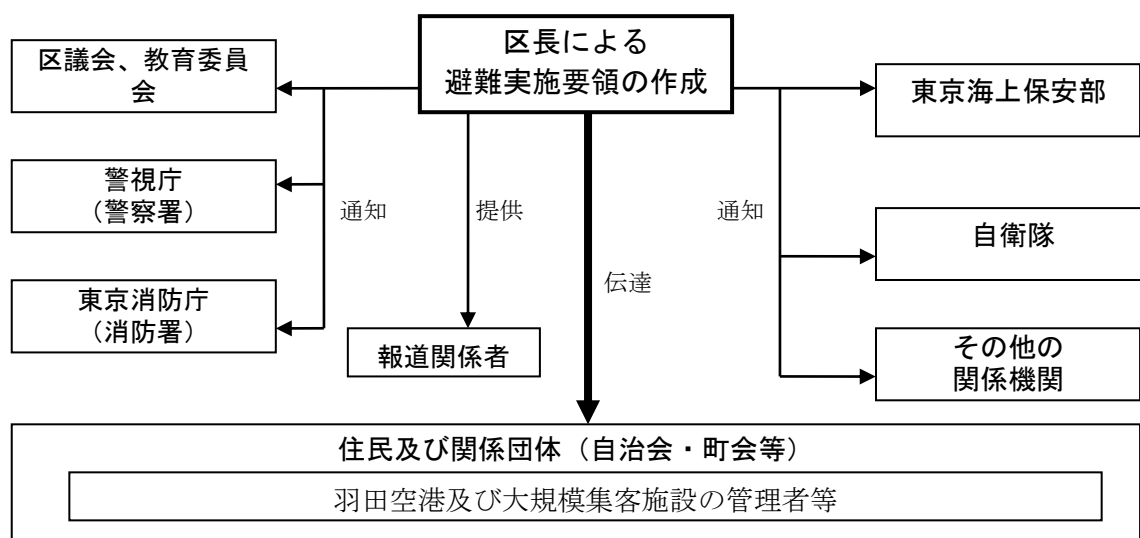
### (5) 避難実施要領の内容の伝達・通知

区長は、避難実施要領を策定後直ちに、その内容を、住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、避難の時期や方法等の情報を的確に伝達するように努める。

また、区長は直ちに、その内容を区の他の執行機関、議会、東京消防庁、警視庁、東京海上保安部及び自衛隊（東京地方協力本部長）並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 【避難実施要領の流れ】



## 3 避難住民の誘導

### (1) 区長による避難住民の誘導

ア 区長は、避難実施要領で定めるところにより、区職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会・町会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に区職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、区職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

イ 夜間は、暗闇による視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所に、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のための必要な措置を講ずる。

### (2) 東京消防庁との連携

区長は、避難住民の誘導を行う際は、消火、救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長、東京海上保安部長または国民保護

措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官または自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### **（４） 自主防災組織等に対する協力の要請**

区長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会町会等の代表者など地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

#### **（５） 誘導時における食品の供給等の実施や情報の提供**

区長は、避難住民の誘導に際し、都と連携して、食品・飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講じる。

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報も提供する。

#### **（６） 高齢者、障害者等要配慮者への配慮**

区長は、高齢者、障がい者等要配慮者の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

#### **（７） 残留者等への対応**

避難住民の誘導にあたる区職員は、警視庁、東京消防庁等と共に避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対して、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。また、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### **（８） 避難場所の運営**

区は、原則、区域内に所在する避難場所を運営する。

#### **（９） 避難所等における安全確保等**

区は、警視庁が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警視庁と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安軽減に努める。

区は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

また、東京消防庁の定める避難所の防火安全対策を適切に実施する。

#### (10) 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

⇒基本的考え方の要旨を資料編に掲載

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

#### (11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警視庁と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

#### (12) 都に対する要請等

ア 区長は、避難住民の誘導に際して食品・飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との緊密な連携を図る。

イ 避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について、他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 区長は、都知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

エ 区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

### (13) 避難住民の運送の求め等

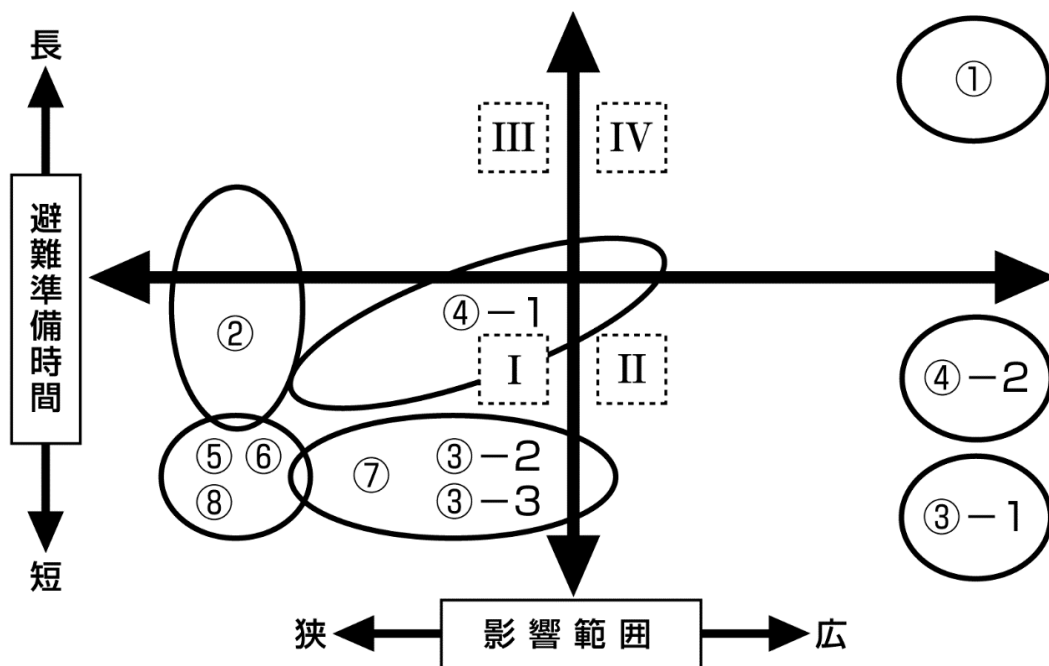
区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

区長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、都対策本部長に、その旨を通知する。

### (14) 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

参考「想定される避難の形態と誘導」



<b>武力攻撃事態</b>	① → 着上陸侵攻 ② → ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③-1 → 弾道ミサイル攻撃 [核弾頭] ③-2 → 弾道ミサイル攻撃 [BC 弾頭] ③-3 → 弾道ミサイル攻撃 [通常弾頭] ④-1 → 航空攻撃 ④-2 → 航空攻撃 [核爆弾]
<b>緊急処理事態</b> (大規模なテロ等)	⑤ → 危険物質を有する施設への攻撃 ⑥ → 大規模集客施設等への攻撃 ⑦ → 大量殺傷物質による攻撃 ⑧ → 交通機関を破壊手段とした攻撃

- |     |  |
|-----|--|
| I   | 直ちに家の中や近くの堅牢な建物等に避難                      |
| II  | 直ちに近くの堅牢な建物等に避難し、放射線の低減等を確認した上でさらに広域的に避難 |
| III | 計画的に同一区市町村等の避難場所に避難                      |
| IV  | 計画的に他区市町村の避難場所に避難                        |

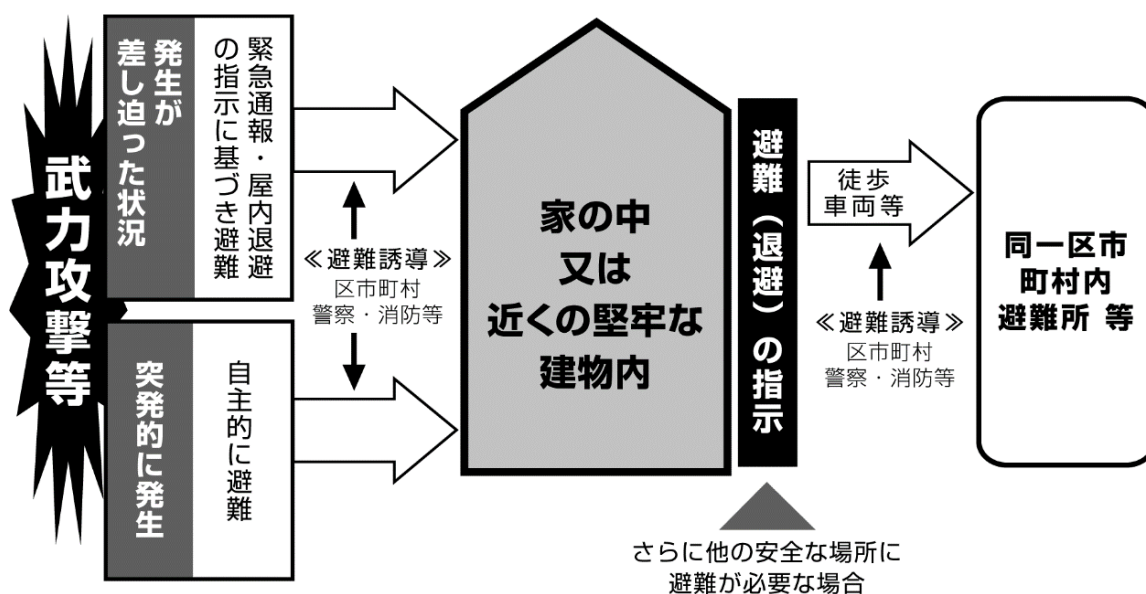
## 4 想定される避難の形態と区による誘導

### (1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

#### ア 屋外で突発的に発生

要避難地域となった区は、自主的あるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



※施設内で武力攻撃等が発生した場合は、施設外への避難の指示が基本（「屋外避難のイメージ」75頁参照）

#### 《該当する事態類型と避難上の留意点》

##### ◆ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

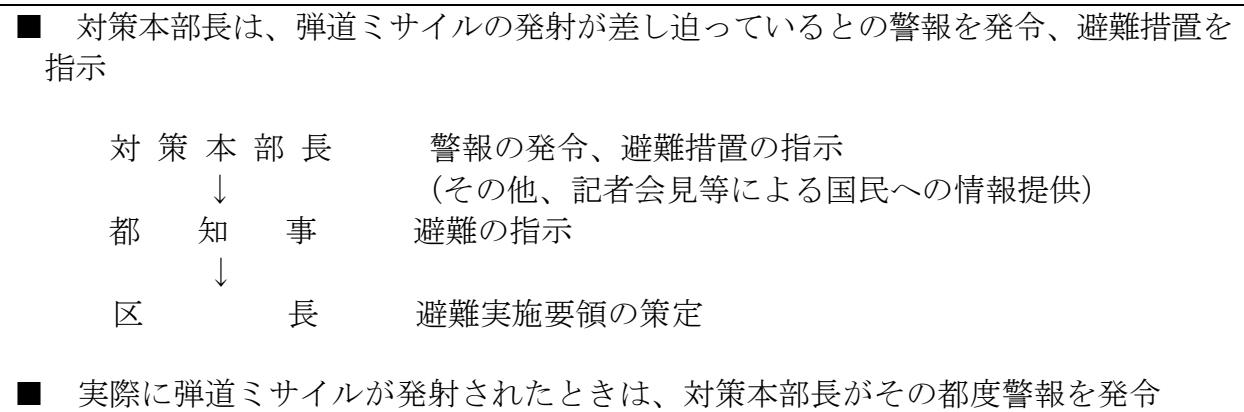
- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本
- ・屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要
- ・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等の時宜に応じた措置が不可欠。また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応
- ・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁、東京消防庁、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要

- ・また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

◆弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要
- ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる
- ・区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】



◆航空攻撃（通常爆弾等）

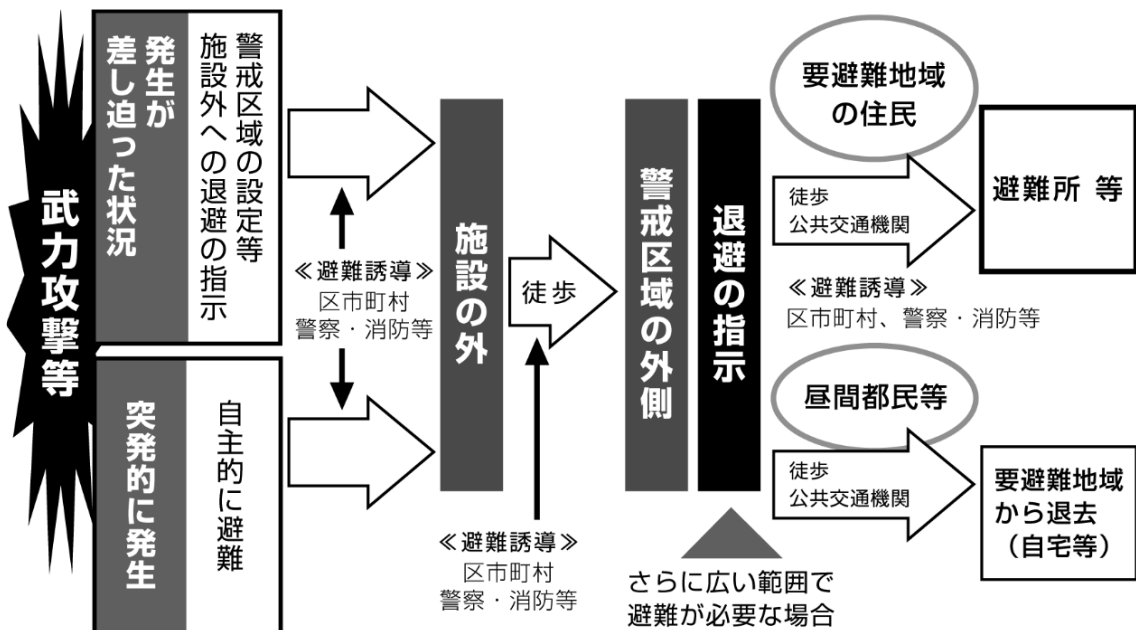
弾道ミサイル攻撃に準じる。

◆緊急対処事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

イ 大規模集客施設等内で突発的に発生

区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

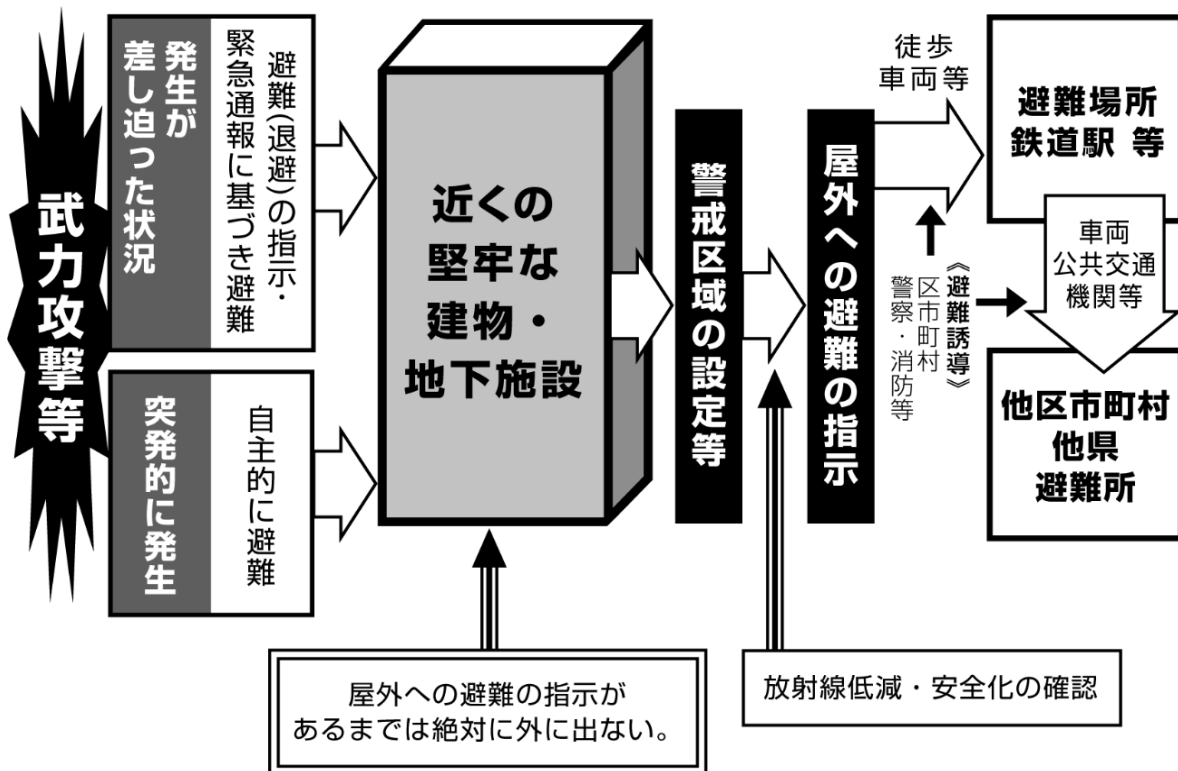


《該当する事態類型と避難上の留意点》

- ◆緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む））  
大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

区は、要避難地域になったときは、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

◆弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

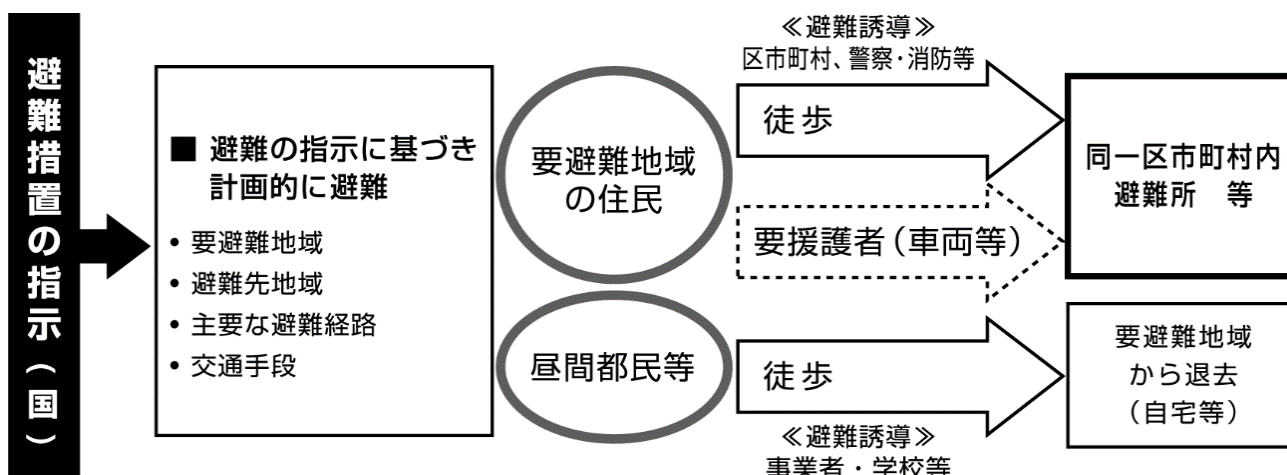
- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

◆航空攻撃（核弾頭）

- ・ 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

（3）時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

区は、要避難地域になったときは、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の避難所等まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

◆ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

- ・ 警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

（4）時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

区は、要避難地域となったときは、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所または避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



## 第6節 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

#### (2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う

### 2 関係機関との連携

#### (1) 都知事への要請

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の程度及び方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」と

いう。)及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

⇒「救援の程度及び基準」を資料編に掲載

## 4 救援の内容

### (1) 避難施設の供与

#### ア 避難所

##### (ア) 避難所及び二次避難所の開設・運営

区は、区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、区内に避難所を開設し、運営する。ただし、都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は、都が開設し運営する。

なお、開設にあたっては、女性や要配慮者への視点に配慮した避難所運営に努める。

##### (イ) 避難所及び二次避難所の施設管理

区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。また、東京消防庁の定める避難所の防火安全対策を適切に実施する。ただし、都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ施設管理を行う。

##### (ウ) 救援センターの設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、区が開設した各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・区対策本部に対する物資・資材等の要請 等

##### (エ) 都対策本部（避難所支援本部<sup>(\*)</sup>）への報告

区は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

---

<sup>(\*)</sup> 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。避難所支援本部は、区を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区による避難所運営を支援する。  
・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給・応急医療の提供・学用品の供給・避難所における保健衛生の確保等



#### ア 医療に関する情報提供

区は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

#### イ 医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

区は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

#### ウ 患者の搬送

区は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への重症者等の患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

### (4) 被災者の捜索及び救出

区は、警視庁、東京消防庁が行う被災者の捜索及び救出について、あらかじめ定めた救出・救助活動拠点などから必要な拠点を確保するなど、必要な連携・協力を行う。

### (5) 電話その他の通信設備の提供

区は、区が運営する避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

### (6) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

### (7) 学用品の配付

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒につい

て、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

#### (8) 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等の除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居またはその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し<sup>(\*)</sup> これらを除去する。

#### (9) 行方不明者の捜索及び遺体の処理

区は、武力攻撃等により新たな被害を受けるおそれがない場合、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等と連携・協力し、行方不明者の捜索に協力する。

区は、警視庁等と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容、処理、遺族への引渡し等を行う。

区は、遺体の処理の時期、場所、処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存及び検視・検案等の措置）等について、都、警視庁等と調整を行う。

#### (10) 火葬等

区は、身元不明の遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

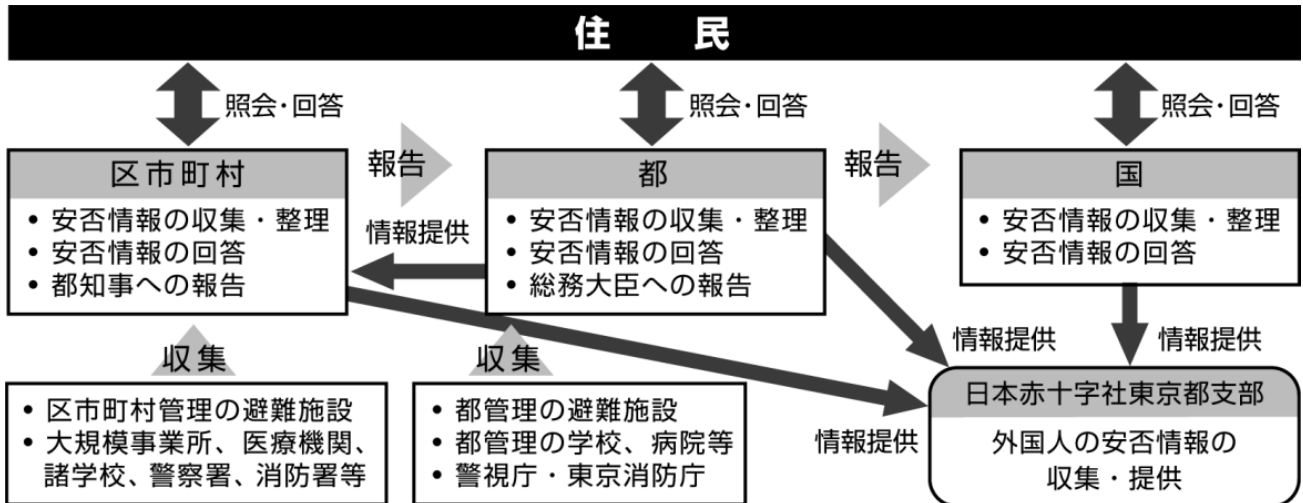
区は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

---

<sup>(\*)</sup> 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

## 第7節 安否情報の収集・提供

### 【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答のその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

⇒「安否省令に関する主な資料」を資料編に掲載

#### 《収集の役割分担》

- ・区…区管理の避難施設、区の施設（学校等）、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都…都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）、警視庁、東京消防庁等

#### (2) 安否情報収集の協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

#### (3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理しておく。

## 2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報システムへの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合は、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールにより都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### （1）安否情報の照会の受付

ア 区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### （2）照会者の本人確認

ア 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証等）を窓口において提出または提示させる。

イ 区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出または提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問合せることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

### （3）安否情報の回答

ア 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、（2）によ

り本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。

イ 区は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。

ウ 区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った回答者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

エ 安否情報への回答主体は区とし、照会への対応を一元化する。

#### (4) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報にあることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（3）、（4）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第8節 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### 《要請する場合の例示》

- ・武力攻撃により多数の死者が発生した場合
- ・NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備が必要な場合 等

##### (3) 対処に当たる区職員の安全確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する区職員に、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通知

区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は消防吏員等からの当該兆候の通報を受けたときは、警視庁の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、速やかに都知事等に通知する。

##### 《武力攻撃災害の兆候の例示》

- ・武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊
- ・毒素等によると思われる動物の大量死
- ・新しい不発弾の発見等

## 第2 応急措置等

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは<sup>(\*)</sup>、住民に対し退避の指示を行う。

#### (2) 退避の指示に伴う措置等

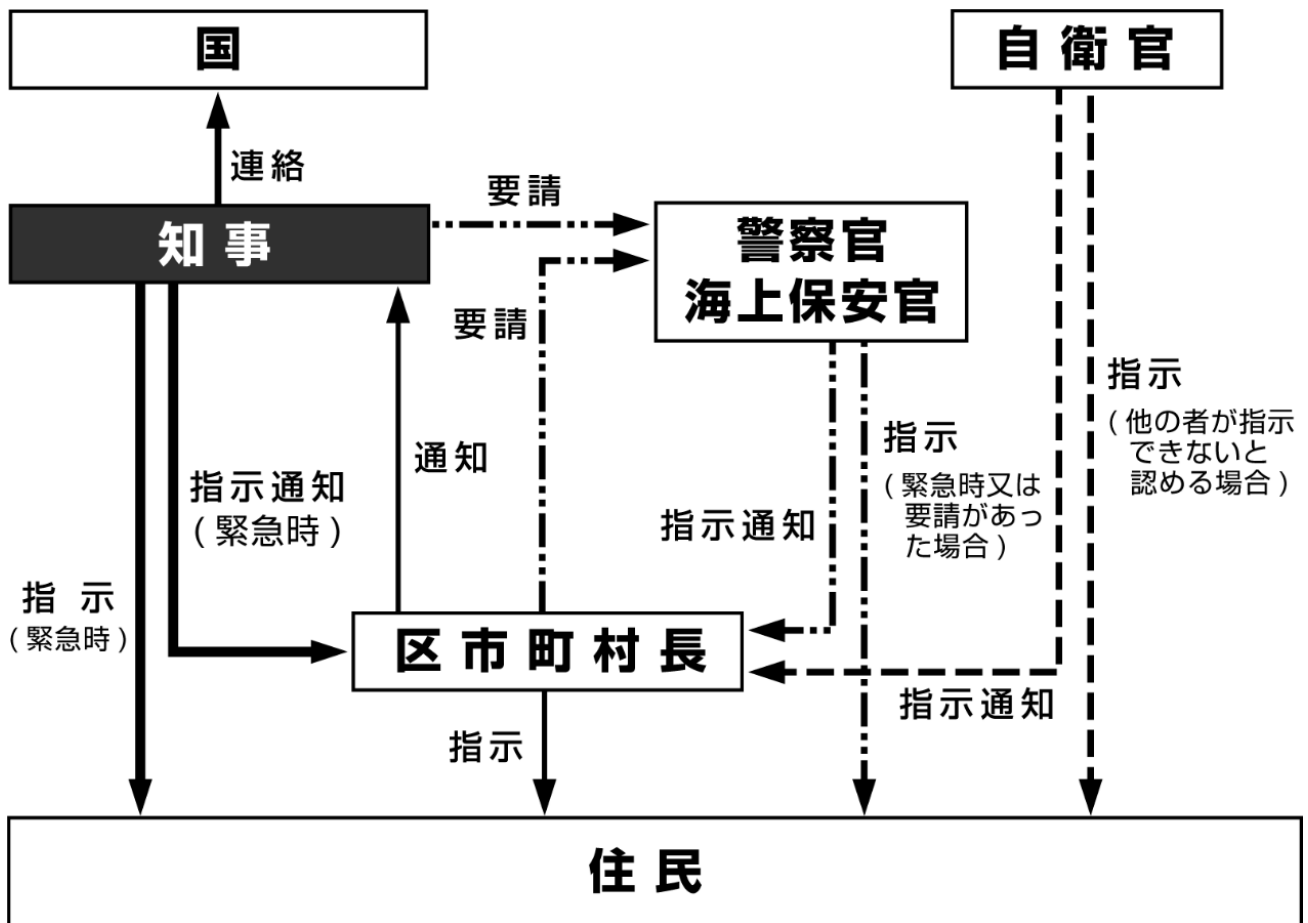
ア 区長は、退避の指示を行ったときは、区防災行政無線、防災アプリ・防災ポータルサイト、安全・安心メール、X（旧T w i t t e r）、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。指示を解除した場合も同様の措置を行う。

イ 区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

---

<sup>(\*)</sup> 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待つとまがない場合もあることから、区長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示の流れ】



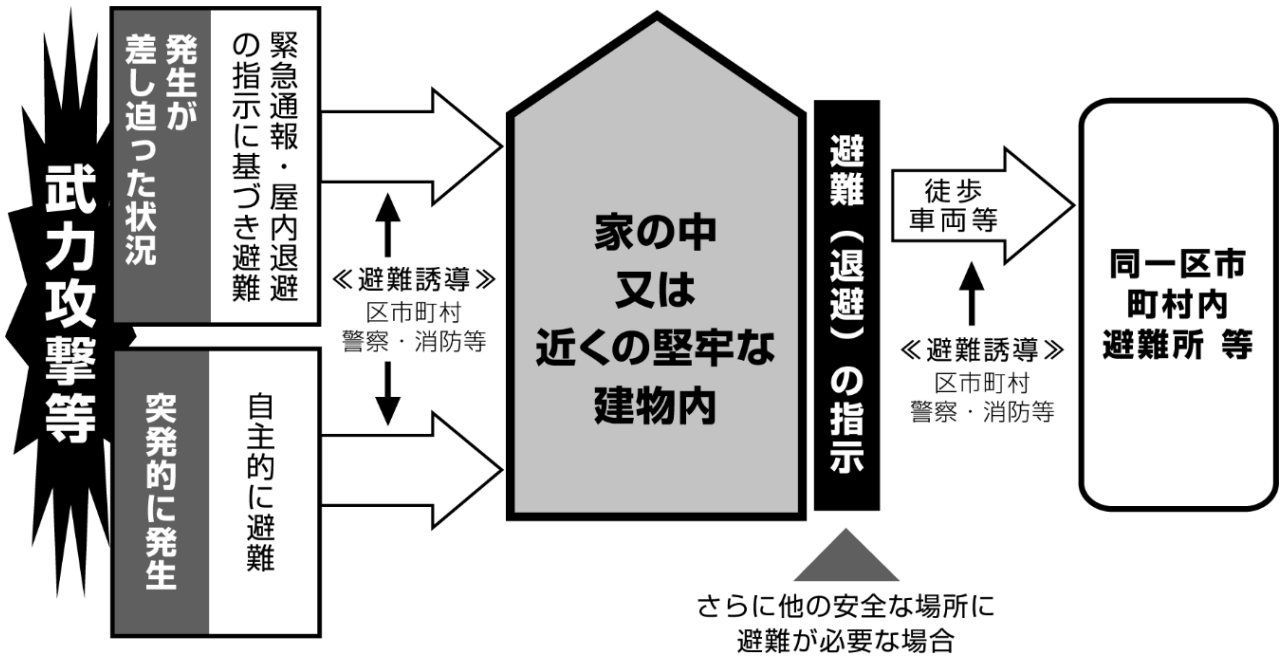
ウ 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

《屋内退避を指示する事例》

- ・ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等の情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき
- ・NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

【屋内退避の場合】



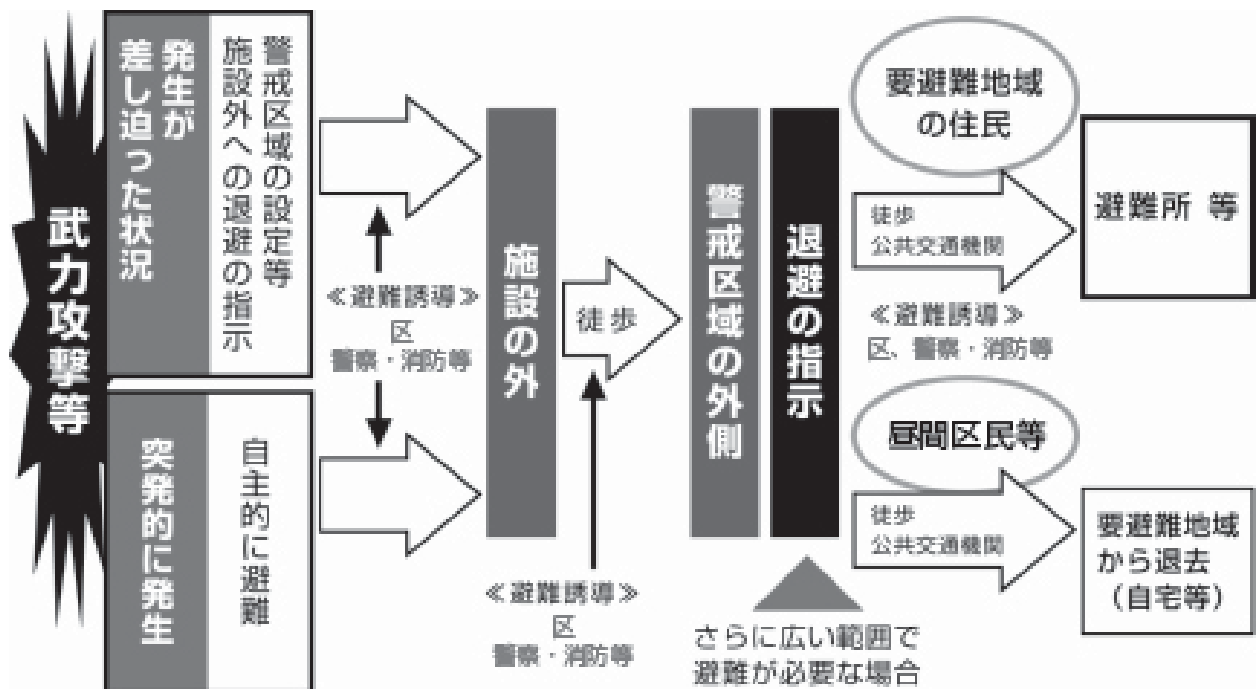
エ 屋外への退避の指示

区長は、住民等が屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。

《屋外退避を指示する事例》

- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

【屋外退避の場合】



## 《屋外退避の指示の例》

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

### (3) 安全の確保等

ア 区長は、警察、消防、医療機関、保健所、東京海上保安部及び自衛隊等と現地連絡調整所において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。退避の指示を住民に伝達する区職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有する。

区職員が退避の指示に係る地域において活動する際に、区長は、必要に応じて警察、消防、東京海上保安部及び自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の情報の確認を行う。

イ 区長は、退避の指示を行う区職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所における関係機関の助言等から判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警視庁、東京消防庁、東京海上保安部、自衛隊からの自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲を決定する。また、事態の状況の変化を踏まえて、警戒区域の範囲の変更を行う。

NBC攻撃により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡す

る。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 区長は、警戒区域内では、交通の要所に区職員を配置し、警視庁、東京海上保安部と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 区長は、都知事、警察官、消防吏員、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する区職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 区が行う措置

区長は、武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警視庁、東京消防庁等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるようにする。

## (2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、その施設及び人員を活用し、住民等の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

また、消防団は、消防総監または消防署長の所轄の下に行動する。

ア 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。

イ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。

ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。

エ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。

オ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

## (3) 医療機関との連携

区長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

## (4) 安全の確保

ア 区長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警視庁、東京消防庁等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、区長は、必要により現地に区職員を派遣し、都、警察庁第二方面本部、東京消防庁第二消防方面本部、医療機関、保健所、海上保安部、陸上自衛隊第1師団等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

## 第3 生活関連等施設における災害への対処等

### 1 生活関連等施設の安全確保

#### (1) 生活関連等施設の状況の把握 ※令和7年度に安全確保の留意点変更あり

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報や各施設における対応状況等の必要な情報を、警視庁、東京消防庁等の関係機関の協力を得て収集する。

#### (2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者として、安全確保に努める。この場合において、区長は、必要に応じ警視庁、東京消防庁、東京海上保安部、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化を図る。

### 2 危険物等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

#### (1) 危険物質等に関する措置命令

区長は、危険物質等（毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者（区長が登録を行う者に限る。）が取り扱うものに限る。（以下同様とする。））に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、その取扱者に対し、次に掲げる武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

また、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る下記②及び③の措置については、東京消防庁が行うこととなる。なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

#### 【措置】

- ①危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限
- ②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止または制限
- ③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※消防法第2条第7項の危険物に係わる①の措置については、同法に基づき東京消防庁が実施

## (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は、(1)に掲げる①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## (3) 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

# 第4 NBC攻撃による災害への対処

## 1 応急措置の実施

区長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁、東京消防庁の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

## 2 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

## 3 関係機関との連携

区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の区職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

## 4 汚染原因に応じた対応

区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

### (1) 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

さらに、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他の放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

### (2) 生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警視庁等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を、装備・資機材等により対応可能な範囲内で行う。

防災危機管理課は、生物剤を用いた攻撃の特殊性<sup>(\*)</sup>に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常被害状況等の把握方法とは異なる点に鑑み、保健所と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

### (3) 化学剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

## 5 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警視庁等関係機関と調整しつつ、次の権限を行使する。

- ・飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限または禁止、廃棄の命令

---

(\*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

- ・生活用水の管理者に対する、使用・給水の制限または禁止、廃棄の命令
- ・遺体の移動の制限または禁止
- ・飲食物、衣類、寝具その他の物件の廃棄
- ・建物への立ち入り制限または禁止、建物の封鎖
- ・交通の制限、交通の遮断

## 6 要員の安全の確保

区長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所及び都から積極的に収集するよう努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全を確保する。

## 第9節 被災情報の収集及び報告

### 1 被災情報の収集及び報告

- (1) 区は、電話、区防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所または地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 区は、情報収集に当たっては警視庁、東京消防庁、東京海上保安部との連絡を密にする。
- (3) 区は、収集した被災情報の第一報を、都<sup>(\*)</sup>に対し次の様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- (4) 区は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、続報については次の様式を用いて、電子メール、FAXにより都が指定する時間に都に対し報告する。
- なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

#### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）					
					令和 年 月 日 時 分
					大田区
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（または地域）					
(1) 発生日時 平成 年 月 日					
(2) 発生場所 大田区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）					
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要					
3 人的・物的被害状況					
人的被害		住家被害		その他	
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊
		重傷	軽傷		
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)

(\*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

## 第 10 節 保健衛生の確保その他の措置

### 1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。この場合、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態に留意する。

#### (2) 防疫対策

区は、生活環境の悪化または病原体に対する抵抗力の低下による、避難住民の感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項について、避難住民への情報提供を実施する。

#### (5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

### 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例

ア 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対し、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。

イ 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対し、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。

## (2) 廃棄物処理対策

ア 区は、区地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針(改定版)」(平成 30 年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合には、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」に基づき対応する。

## 第 11 節 国民生活の安定に関する措置

### 1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務または国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、都等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### （1）被災児童生徒に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行う。

また、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設の応急復旧を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### （2）公的徴収金の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに区税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 公共的施設の適切な管理

区は、道路等の管理者として当該公共的施設を適切に管理する。

## 第12節 他道府県市町村の避難住民等の受入れ

### 1 基本的考え方

- (1) 区は、都の避難指示に基づき、要避難地域の市町村の避難住民を受け入れる。
- (2) 区は、他道府県市町村からの避難住民を受け入れたときから、復帰するまでの期間、都と連携・協力して、救援等の措置を行う。

### 2 避難住民の受入れに関する措置

#### (1) 救援

区は、都と連携・協力し、他道府県からの避難住民を受け入れた避難所等において、食品・飲料水を提供するなど必要な救援を行う。

#### (2) 避難誘導

区は、都と連携・協力し、要避難地域の市町村が主体となって行う避難住民の誘導について、要避難地域の道府県と緊密に連絡をとりつつ、避難住民の移動手段の確保等、必要な協力を行う。

#### (3) 安否情報の収集・提供

区は、都及び要避難地域の道府県・市町村と連携・協力し、安否情報の収集に努める。

# 第4章 復旧等

## 第1節 応急復旧

### 1 基本的考え方

#### (1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替えを行うとともに、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

#### (3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### 2 公共的施設の応急の復旧

#### (1) 区が管理する施設の応急復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、区が管理する施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

#### (2) 区が管理する道路等の応急復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告する。併せて、被害の状況に応じて障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2節 武力攻撃災害の復旧

### 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されることとされている。特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

### 2 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3節 国民保護措置に要した費用の支弁等

### 1 国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償、実費弁償及び損害補償

#### (1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分に関して、国民保護法施行令に定める手続等に従い、通常生ずべき損失を補償する。

#### (2) 実費弁償

区は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分に関して、国民保護法施行令に定める手続等に従い、通常生ずべき損失を補償する。

区は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対して、国民保護法施行令に定める基準に従い、その実費を弁償する。

#### (3) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続にに従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の請求

区は、都の対策本部長が総合調整を行い、または避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係わる指示をした場合において、当該総合調整または指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

# 第5章 大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処

## ■ 緊急対処事態（第2章第1節1「(2) 緊急対処事態」(22頁)参照)

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

## ■ 想定される事態例

事態例	事例
(1) 攻撃対象施設等による分類	
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設及び石油コンビナート施設等の爆破
② 大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
(2) 攻撃手段による分類	
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ

## ■ 共通する特徴

- ・ 非国家組織等による攻撃
- ・ 突発的な事案発生
- ・ 発生当初は事故との判別が困難
- ・ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

## ■ 区緊急対処事態対策本部設置前における事案発生への対処

政府による事態認定や都・区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全を確保するため、区危機管理対策本部設置等により災害対策における仕組みなどを活用し、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

その際、東京消防庁は、被災者の救出・救助、住民等の避難等の初動対応あたる。

## 第1節 初動対応力の強化

### 1 危機管理体制の強化

#### (1) 大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロが発生した場合に迅速に初動対応を行うため、都が設置した「事業者連絡会」の取り組みを踏まえ、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有を図る。

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、区内の大規模集客施設等の概要及び連絡先の把握、情報交換の機会を設け、迅速な初動対応のための連絡体制の整備、施設の危機管理の強化、危機情報の共有を図る。

#### (2) 「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制

区は、「テロを許さない街づくり」の実現のため、「地域版パートナーシップ」を活用し、各警察署、関係行政機関、民間事業者等と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ等の発生時における協働対応体制の整備等に取り組む。

#### (3) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区内の医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

#### (4) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

区は、都及び警視庁、東京消防庁等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対応を重視する。

### 2 対応マニュアルの整備

#### (1) 区が管理する施設における対応マニュアルの整備

区は、都のテロ等各種対処マニュアル及び区の特性を踏まえ、区が管理する施設におけるテロ等の類型に応じた各種対処マニュアルの整備を進める。

## (2) 民間の大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

区は、都及び警視庁、東京消防庁、自衛隊等関係機関と連携・協力し、施設管理者に対して当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

## 3 発生現場における連携協力のための体制づくり

### (1) 大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警視庁、東京消防庁、自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

### (2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

区は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警視庁、東京消防庁、自衛隊等関係機関と協議するなど、連携協力のための体制づくりを進める。

## 4 不特定多数の人々への情報伝達

区は、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、警視庁、東京消防庁、自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなどして、多様な情報伝達手段の確保に努める。

## 5 装備・資材の備蓄

区は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所において活動する職員の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都が今後行なう備蓄または調達を踏まえて、備蓄または調達を検討する。

### 【備蓄または調達する資材の例】

防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計、除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等
---

## 6 訓練等の実施

区は、初動対応及び情報連絡を重視した事例研究または図上訓練等を行う。併せて区は、都が実施する、事例を設定し初動対応に重点を置いたシミュレーション訓練や NBC に関する研修に参加する。

## 7 住民・昼間区民への啓発

区は、テロ等の兆候を発見した場合の区長、警察庁、東京消防庁等に対する通報義務、不審物を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

区は、区外からの通勤者等の昼間区民に対しても、警察庁・東京消防庁等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

区は、テロ等に対する警戒や発生時の対処にあたり、生活上の不便や制約等が生じる場合もあることを踏まえ、そのような場合の住民等の協力について理解が得られるように、平素から機会を捉え普及・啓発に努める。

## 第2節 平時における警戒

### 1 危機情報等の把握

区は、都及び警視庁、東京消防庁等関係機関と連携し、常にテロの兆候や危機情報の把握に努める。

区は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても、都を通じて可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

### 2 危機情報の共有

区は、区危機管理対策本部または災害対策本部を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

### 3 警戒対応

区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。

区は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」（統一した警戒レベル）に準拠し、区が管理する施設における基準を整備する。

## 第3節 発生時の対処

### 1 区対策本部の設置指定が行われている場合

区は、政府による緊急対処事態の認定及び区対策本部の設置指示が行われている場合は、区対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。<sup>(\*)</sup>

区は、警視庁、東京消防庁、自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的に行うため、必要に応じて区緊急対処事態現地対策本部を設置する。

### 2 区対策本部の設置指定が行われていない場合

区は、災害対策の仕組みを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警視庁、東京消防庁等関係機関との連携協力の下、危機情報を把握する。また、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警視庁、東京消防庁等関係機関（必要に応じて大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。

突発的にテロ等が発生した場合、区は、迅速的確に対処するため、区危機管理対策本部（事態認定前において原因不明の緊急事態が発生し、区内におけるその被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合は区災害対策本部）を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

### 3 区災害対策本部等による対応

#### (1) 危機情報の収集

区は、都及び警視庁、東京消防庁等関係機関を通じて危機情報を収集する。

#### (2) 現地連絡調整所の設置等

区は、テロ災害等の発生状況に応じて、現地周辺の安全が確保された場所に速やかに現地連絡調整所を設置し（都または他の機関が現地連絡調整所等を設置している場合は区職員を派遣する）、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動の連携のための調整等を行う。

《参加要請先》

- ・警視庁第二方面本部、東京消防庁第二消防方面本部、第三管区海上保安本部、保健所、医療機関、陸上自衛隊第1師団など、現地で活動している機関

<sup>(\*)</sup> 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等の安全確保に十分留意し、二次災害防止に努める。

## 《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動の連携のための調整 等

### (3) 応急措置

#### ア 被災者の救援

区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、必要な支援を行う。  
この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等の安全確保に十分留意し、二次災害の防止に努める。

#### イ 被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

#### ウ 避難の指示・誘導

区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、または知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶおそれがある場合は、一時的に屋内（地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示する。

区は、避難経路・避難場所に速やかに区職員を派遣し、警視庁、東京消防庁等関係機関との連携の下、自治会・町会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

派遣する区職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・特殊標章・夜間照明等を携行させる。

#### エ 警戒区域の設定・周知

区長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、または都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

区は、都及び警視庁、東京消防庁等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

#### オ 警戒対応の継続・強化

区は、都からの警戒要請を受けた場合は、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

#### 4 区対策本部への移行

政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われた場合、区は、直ちに新たな体制に移行し、区危機管理対策本部等を廃止する。

区長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関する機関等に対し警報を通知・伝達する。警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

## 第4節 大規模テロ等の類型に応じた対処

### 【事態類型ごとの初動対応及び平素の備えに関する留意事項】

#### 1 攻撃対象施設等による分類

I 危険物質等を有する施設への攻撃	
事態例	石油コンビナート（羽田空港）及び可燃ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃
影響	石油コンビナート（羽田空港）及び可燃性ガス貯蔵施設等が破壊された場合、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に長期間支障を来すおそれがある。爆発及び火災による住民等の被害が発生するおそれがある。 危険物質積載船が爆破された場合、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するおそれがある。
平素の備え	区は、都が整備する緊急連絡体制を踏まえ、危険物質を保有する関連施設の実態を把握する。
対処上の留意事項	区長は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警視庁との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

II 大規模集客施設等への攻撃	
事態例	ターミナル駅、列車、劇場等の爆破
影響	爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
平素の備え	① 緊急時連絡先の把握等 都が設置した「事業者連絡会」の取り組みを踏まえ、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換を行う。 ② 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備 区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、X（旧T w i t t e r）、広報車両等の充実を図る。
対処上の留意事項	① 施設管理者に対する措置の要請 区長は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、大規模集客施設の管理者に対して、施設内の人々の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。また、突発的な災害発生に備えて、避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の確保を要請する。 ② 区が管理する施設における措置 区長は、区が管理する施設について、当該施設の管理者としての立場

	<p>から、安全確保のための必要な措置を行う。</p> <p>この際、区長は、必要に応じて、警視庁、東京消防庁その他の行政機関に対し、支援を求める。</p> <p>③ 避難誘導</p> <p>区は、警視庁、東京消防庁等と連携し、パニックの防止に努めつつ、速やかに施設内の人々を施設外の安全な場所に避難誘導する。</p>
--	---

## 2 攻撃手段による分類

Ⅲ 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	
事態例	ダーティボムの爆発
影響	<p>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。</p> <p>ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。</p> <p>住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。</p>
平素の備え	<p>① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備</p> <p>区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、X（旧T w i t t e r）、広報車両等の充実を図る。</p> <p>② 人心不安への対策</p> <p>ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が大きな不安を抱くおそれがあるため、区は、都と連携し、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p>
初動対応	<p>区は、都及び警視庁、東京消防庁、自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p>
避難の指示の周知	<p>区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風向きや風速等を考慮し、できるだけ風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難（退避）するよう周知する。</p> <p>口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、放射線ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤を服用するなどの指示により内部被ばくの低減に努める。</p> <p>この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、都及び関係機関と連携して、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。</p>
医療活動	<p>区は、東京消防庁の安全管理下において、都及び医療機関等と連携し、除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣等を装着させ、適切な被ばく線量の管理を行う。</p>

汚染への 対処	<p>区は、都及び警視庁、東京消防庁等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される区職員等に防護衣等を装着させ、適切な被ばく線量の管理を行う。</p> <p>区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>
------------	---

IV 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	
事態例	生物剤（天然痘、炭疽等）の航空機等による大量散布
影響	生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。
平素の備え	<p>① 隣接区市との情報連絡体制の整備 生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、区は、隣接区市との間で情報を共有するための連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>② 普及啓発 区は、都と連携し、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p>
初動対応	区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。
避難の指示 の周知	<p>区は、住民等に対し、生物剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう周知する。</p> <p>なお、感染の危険のある区域の住民の避難は、区域外住民の避難と区別するなど感染拡大の防止を図る。</p>
医療活動	区は、東京消防庁の安全管理下において、都及び医療機関等と連携し、感染またはその疑いのある者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣等を装着させるとともに、調査監視を継続する。
感染の拡大 防止	<p>区は、都及び警視庁、東京消防庁等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。</p> <p>区は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。この際、現地に派遣される区職員等に防護衣等を装着させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の移送又は移動制限</li> <li>・汚染範囲の把握</li> <li>・消毒</li> <li>・ワクチン接種</li> <li>・健康監視</li> </ul>

V 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	
事態例	市街地等における化学剤の大量散布
影響	<p>屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生する</p>

	<p>が、当初は、原因物質の特定が困難である。</p> <p>気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。</p>
平素の備え	<p>不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備</p> <p>区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、X（旧T w i t t e r）、広報車両等の充実を図る。</p>
初動対応	<p>区は、都及び警視庁、東京消防庁等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に協力する。</p>
避難（退避）の指示の周知	<p>区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内または汚染のおそれのない区域に避難（退避）するよう周知する。</p>
医療活動	<p>区は、東京消防庁の安全管理下において、都及び医療機関等と連携し、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣等を装着させる。</p>
汚染への対処	<p>区は、都及び警視庁、東京消防庁等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される区職員等に防護衣等を装着させる。</p> <p>区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>

VI 交通機関を破壊手段としたテロ	
事態例	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
影響	<p>航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。また、爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。</p>
平素の備え	<p>不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備</p> <p>区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、X（旧T w i t t e r）、広報車両等の充実を図る。</p>
対処上の留意事項	<p>区は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持</li> <li>・警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導</li> </ul>

# 第6章 平素からの備え

## 第1節 組織・体制の整備等

### 第1 区における組織・体制の整備

#### 1 各部における平素の業務

各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。  
 なお、国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等が行う。

#### 【平素の業務一覧】

部等の名称	平素の業務
危機管理室長	1 国民保護に関する総括 2 国民保護計画の見直し・変更 3 避難実施要領の策定 4 研修・訓練 5 国民保護協議会の運営
各部	1 第3章第2節に定める所掌事務に関する業務実施計画の策定 2 所管する国民保護措置実施のための準備及び体制の整備 3 所管施設における警戒等の予防対策

#### 参考「東京消防庁（消防署）における平素の業務」

部等の名称	平素の業務
東京消防庁 第二消防方面本部 大森消防署 田園調布消防署 蒲田消防署 矢口消防署	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 消防団に関すること 5 装備・資機材の整備に関すること 6 特殊標章の交付・管理に関すること（東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。） 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

## 2 区職員の参集基準等

### (1) 区職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等への対処に必要な区職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合に、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、都防災行政無線の一斉通報、E m - N e t 及び大田区地域防災計画（以下「区地域防災計画」という。）における東京消防庁との情報連絡体制を踏まえた宿直等の連絡体制の強化を行うなど、速やかに区長及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 区の体制及び職員の参集基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備する。また、その参集基準は次のとおり。

#### 【区の体制】

		状況	体制
I 事態認定有	本部設置指定 通知前	情報収集・分析等の対応が必要な場合（全庁的な対応の必要はなし）	①危機管理情報収集体制
		全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合	②危機管理対策本部体制
	本部設置指定 通知後	区対策本部を設置し、国民保護措置を実施	③国民保護対策本部体制
II 事態認定無 （武力攻撃 事態に類似 した事案の 発生、また は発生のお それがある 場合）		情報収集・分析等の対応が必要な場合（全庁的な対応の必要はなし）	①危機管理情報収集体制
		全庁的に情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合	②危機管理対策本部体制
		突発的に事案が発生するなどにより、その被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当するため、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	④災害対策本部体制

I II ともに、①危機管理情報収集体制の招集は、危機管理監が行う。

### 【体制の招集・設置者】

体制	設置者（※は招集者）	総括
①危機管理情報収集体制	危機管理監※	危機管理監
②危機管理対策本部体制	区長※	本部長（区長）
③国民保護対策本部体制	区長	
④災害対策本部体制		

### 【職員参集基準】

上記の初動体制を確保するための職員の参集基準は、次のとおり。

体制	参集を要する職員
①危機管理情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理監、防災危機管理課長、防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長</li> <li>・総務部防災危機管理課職員</li> <li>・関係部の危機管理責任者または危機管理情報連絡員</li> <li>・その他関係各部の職員（危機管理監が招集する。）</li> </ul>
②危機管理対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長室の構成員（本部長、副本部長、危機管理監、本部員）</li> <li>・防災危機管理課長、防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長</li> <li>・その他本部の職員（人員は第1次から第3次非常配備態勢のいずれかとし、本部長の指示による。）</li> </ul>
③国民保護対策本部体制	
④災害対策本部体制	

#### （４）幹部職員等への連絡手段の確保

各部は、全職員に対する電話連絡網を整備するなど、非常時の連絡体制を確保する。また、幹部職員及び国民保護担当職員は、連絡手段として携帯電話等を常時携帯し、携帯電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

#### （５）幹部職員等の参集が困難な場合の対応

区の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災により参集が困難な場合を想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定する。また、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、本部長、危機管理監及び本部員の代替職員は、次のとおり。

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長	副区長（職務代理順序による）	—	—
危機管理監	防災計画担当課長	生活安全担当課長	防災支援担当課長
本部員	危機管理責任者	各部で別途定める	—

#### （６）本部の代替機能の確保

区は、大田区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）が被災した場合等、

区対策本部を区本庁舎内に設置できない場合は、区長が状況に応じて、代替施設を指定する。

区本庁舎が被災し代替施設を指定した場合、区本庁舎を参集場所とする職員の新たな参集場所は、危機管理監が指定する。

### (7) 職員の所掌事務

区は、上記(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を各部の業務計画として別途定める。

### (8) 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合に、その機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置・給食・仮眠に関する基準をあらかじめ検討し定める。

## 3 消防の初動体制の把握等

### (1) 東京消防庁の初動体制の把握

区は、区地域防災計画（自然災害や大規模事故）における東京消防庁との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

東京消防庁は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、消火、救助・救急等の活動を行うほか、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、区と緊密な連携を図る。

### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が警報の内容の伝達及び避難住民の誘導に重要な役割を担うことを考慮し、都及び東京消防庁と連携し、次の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。併せて、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

- ・ 地域住民の消防団への参加促進
- ・ 消防団に関する広報活動
- ・ 全国の先進事例の情報提供
- ・ 施設及び設備の整備の支援

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。

なお、手続項目ごとの担当課は別途定める。

## 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手続項目	
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関する事。 (法第 82 条) 応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・2 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

※表中の「法」とは「国民保護法」を示す。

## 第 2 関係機関との連携体制の整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、近隣区市、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

区は、必要に応じて、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けることにより、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

#### (4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、区国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換に努める。

## 2 都との連携

### (1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署を把握し、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

### (2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

### (3) 区国民保護計画の都との協議

区は、都との区国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の実行する国民保護措置との整合性の確保を図る。

### (4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、区地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

### (5) 警察との連携

区は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また区が管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警視庁と必要な連携を図る。

### (6) 消防との連携

区は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁と緊密な連携を図る。

## 3 近接区市との連携

### (1) 近接区市との連携

区は、近接区市の連絡先、担当部署を把握するとともに、近接区市と相互の国民保護計画の内容について協議し、あるいは防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うなど、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区市相互間の連携を図るよう努める。

## (2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区市と平素から意見交換を行うよう努める。

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署を把握しておく。

### (2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認する。併せて平素からの意見交換や訓練を通じて、医療機関との連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた連携体制の整備を図る。

### (4) 事業所との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みを支援する。また、事業所の有する人的・物的ネットワークとの連携の確保に努める。

## 5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震のための既存のマニュアルを参考とした避難誘導のための計画の作成などの指導に、必要に応じて協力する。

## 6 自主防災組織等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

区は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び区との間の連携を図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁の協力を得て、火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

### (2) 自主防災組織以外の団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びその他のボランティア団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備に努める。

## 第3 通信の確保

### (1) 非常時の通信体制の確保・整備

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡システムを踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の確保に努める。併せて、非常通信協議会<sup>(\*)</sup>との連携に十分配慮する。

国、区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関の各防災機関及び他道府県との通信連絡には、防災計画で整備された、次に掲げる通信連絡手段及びシステムを活用する。

○区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関等

- ・ 東京都防災行政無線（固定系、移動系、衛星系）及び都各部局保有の無線
- ・ 東京都災害情報システム
- ・ 画像伝送システム(テレビ会議)

⇒ 通信連絡システム図を資料編に掲載

---

<sup>(\*)</sup> 非常通信協議会 自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成される。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供等のための体制整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時・適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) E m - N e t の整備

区は、国（官邸）と国民保護情報などの緊急情報を強制的に相手にメッセージを送信する、「E m - N e t」を導入している。

#### (3) 体制整備に当たっての留意事項

体制整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	①防災行政無線等の通信設備について、非常時の通信の取扱いや機器操作の習熟を含めた管理・運用体制を引き続き整備する。また、所定の定期点検を実施する。
	②武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系による伝送路の多ルート化等）、障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
運用面	①夜間・休日の場合等における情報の収集・連絡体制を確保するとともに、平素からその体制の整備を図る。
	②武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信の輻輳時・途絶時、庁舎の停電時を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を検討する。
	③地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、住民への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練の実施を検討する。なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて運用体制の改善を行う。
	④無線通信の輻輳時の混信対策に留意し、武力攻撃事態等の非常時における運用方法を定める。関係機関との間で携帯電話または防災行政無線を活用した連絡体制の構築を図る。
	⑤電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	⑥担当職員の役割・責任の明確化を図るとともに、担当職員の被災に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の整備を図る。

	<p>⑦住民等への情報伝達は、防災行政無線、大田区防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、X（旧T w i t t e r）、広報車両等を活用する。高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行う。</p>
--	--

#### （４）情報の円滑な提供

区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努める。これらの情報は、情報セキュリティーに留意しながら、必要に応じて関係機関に提供できるよう整理しておく。

## 2 警報の伝達に必要な準備

### （１）警報の伝達体制の整備

区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合に、民生委員や社会福祉協議会、国際交流関係団体との協力を得ながら、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

なお、区長は、区職員を指揮し、東京消防庁の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

また、警報の伝達に当たっては、防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、X（旧T w i t t e r）、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会・町会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

### （２）防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系<sup>(\*)</sup>その他の防災行政無線及びJ－A L E R Tを整備し、警報を伝達する仕組みを構築している。

### （３）警察等との協力体制

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁との協力体制を構築する。また、必要に応じて東京海上保安部とも協力体制を構築する。

<sup>(\*)</sup> 区は防災行政無線の同報系として放送塔 249ヶ所、基地局等を設置している（いずれも停電対策済）。

#### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### (5) 大規模集客施設等（羽田空港を含む）に対する警報の伝達のための準備

区は、警報の内容の伝達を行うこととなる「区内に所在する多数の者が利用または居住する施設」を、都との役割分担も考慮して定める。

また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先を把握し、情報伝達体制を整備する。

なお、区は都及び東京消防庁が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等に関する指導・助言に協力する

##### 《多数の者が利用又は居住する施設の例示》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設、空港等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街及び地下街
- ・大規模（超高層）集合住宅 など

#### (6) 民間事業者の協力

区は、事業者の先進的な取組みをPRすることなどにより、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携してその環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報収集のための体制整備

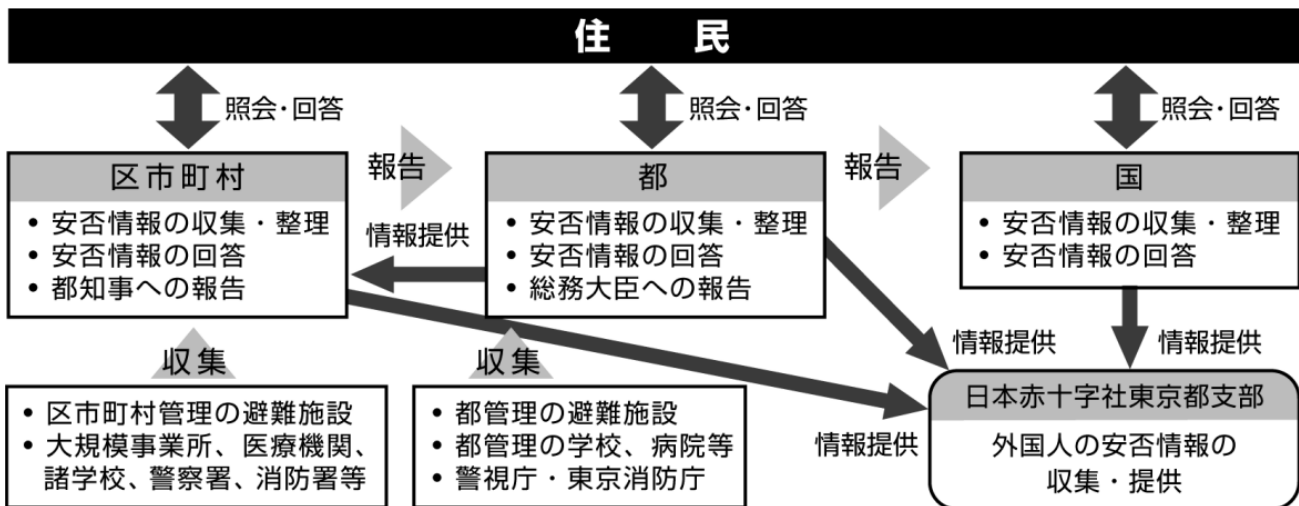
区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）を適切に運用するとともに、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

**【収集・報告すべき情報】**

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
- ① 氏名
  - ② フリガナ
  - ③ 出生の年月日
  - ④ 男女の別
  - ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
  - ⑥ 国籍
  - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
  - ⑧ 負傷（疾病）の該当
  - ⑨ 負傷または疾病の状況
  - ⑩ 現在の居所
  - ⑪ 連絡先その他必要情報
  - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
  - ⑬ 知人への回答の希望
  - ⑭ 親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答又は公表の有無
- 2 死亡した住民  
（上記①～⑦に加えて）
- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑨ 遺体が安置されている場所
  - ⑩ 連絡先その他必要情報
  - ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

《安否情報の収集・提供の概要》



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係

機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。
  - ・区…区管理の避難施設、区の施設（学校等）、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
  - ・都…都管理の避難所施設、都の施設（病院・学校等）、警視庁、東京消防庁等

### （３）住民等への周知

区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（個人カード（マイナンバーカード）、運転免許証等）を携行するよう都と連携して、住民等に周知する。

併せて、安否情報への回答主体は区とし、照会への対応を一元化する旨も周知する。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

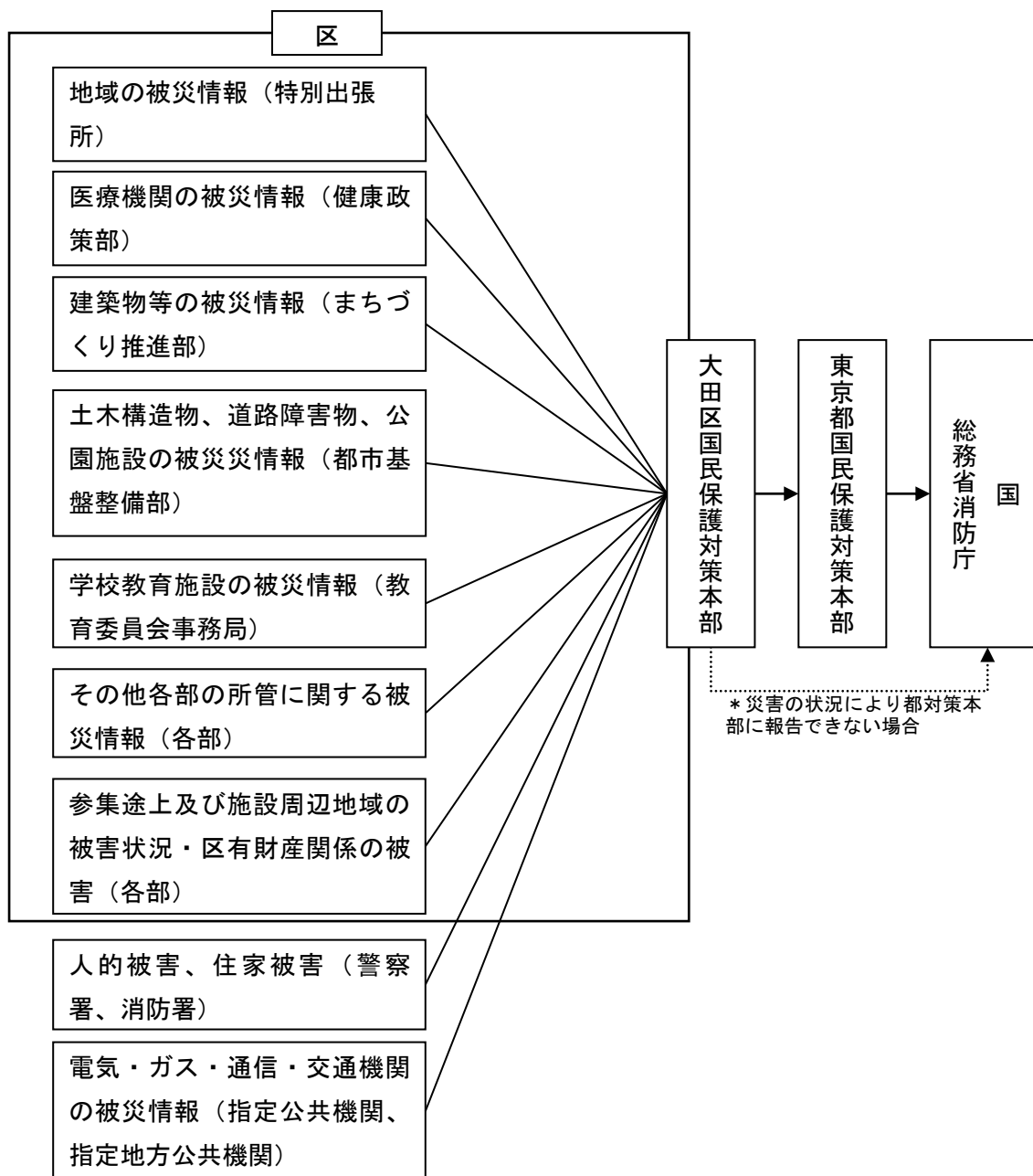
### （１）情報収集・連絡体制の整備

区は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

#### 【収集・報告すべき情報】

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
  - ① 区市町村ごとの死者、行方不明者、負傷者
  - ② 住宅被害
  - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、区市町村ごとの死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

## 【被災情報の収集・報告系統】



## (2) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備（\*）

### （1）特殊標章等

区は、国民保護措置に係る職務等を行う者及び団体、国民保護措置に係る協力等に使用される場所等を識別するために次の特殊標章等を使用することができる。

#### ア 特殊標章

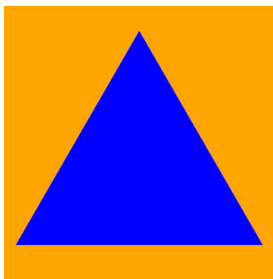
第一追加議定書第 66 条第 3 項に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

⇒特殊標章を資料編に掲載

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条第 3 項に規定される身分証明書。

⇒身分証明書を資料編に掲載



表面	裏面
<p>（この証明書を交付する許可権者のみを記載するための余地）</p> <p><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name: _____</p> <p>生年月日/Date of birth: _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付する年月日/Date of issue: _____ 発行番号/No. of card: _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority: _____</p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry: _____</p>	<p>身長/Height: _____ 目の色/Eyes: _____ 髪の色/Hair: _____</p> <p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____</p> <p>住所/Address of holder: _____</p> <p>持主の写真 PHOTO OF HOLDER</p> <p>印刷/Stamp: _____ 所持者の署名/Signature of holder: _____</p>

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

### （2）交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

### （3）特殊標章等の作成・管理

#### （\*）【特殊標章等の意義について】

ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

## 第6 研修及び訓練

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する区職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、特別区職員研修所等の各研修機関の研修課程を有効に活用し、区職員の研修機会の確保に努める。

#### (2) 区職員の研修機会の確保

区は、区職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用する。

#### (3) 外部有識者等による研修

区は、区職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用するよう努める。

### 2 訓練

#### (1) 区における訓練の実施

区は、近接区市、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部、自衛隊等関係機関との連携に努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を研究・実施する。

- ア 区対策本部を迅速に設置するための、職員参集訓練及び区対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 弾道ミサイルを想定した訓練（J－A L E R T発出時の避難行動、初動体制の構築）
- エ E m－N e tの運用に関する訓練
- オ 安否情報システムへの入力、報告、照会及び照会書出力に関する訓練
- カ 避難誘導及び救援に関する訓練（高齢者、障がい者に留意）

### （3）訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練実施時は、住民の避難誘導や救援等に関して、自治会・町会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施後は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、区国民保護計画の見直し業務等に反映する。
- エ 区は、自治会・町会、防災市民組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 区は、都及び東京消防庁と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、空港、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- カ 区は、警視庁と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2節 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

#### 【区において集約・整理すべき基礎的資料の例】

- 住宅地図（人口分布、世帯数のデータ）
- 区域内の道路網のリスト  
（避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト  
（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）  
（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト  
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
（備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会・町会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 要配慮者の避難支援に関する資料

#### (2) 関係機関の役割分担

関係機関が相互に連携・協力し、迅速かつ的確に住民の避難を行うため、あらかじめ役割分担を定める。

⇒避難段階ごとの関係機関の役割分担を資料編に掲載

#### (3) 隣接する区市との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣区市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について、都が近隣県と行う情報共有体制や九都県市における相互応援体制の整備動向に留意しながら、緊密な連携を確保する。

#### (4) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

区は、避難住民の誘導に際して、高齢者、障がい者等のうち自ら避難することが困難な要配慮者について、防災関係機関、自主防災組織、住民等の協力を得ながら、避難対策を講じる。

その際、要配慮者に対する応急対策を行う窓口として、区の「要配慮者対策班」を活用し、都の要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

なお、自然災害時への対応として逐次作成中の「個別避難計画」の整備等の取り組みと緊密に連携し、その活用を図る。

東京消防庁は、地域が一体となって高齢者及び障害者の安全を確保するための地域協力体制づくりについて、国民保護の観点も含めて推進する。

#### (5) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者等の協力の重要性に鑑み、平素から都と連携し、これら事業者等企業の協力が得られるよう、協力関係の構築に努める。特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受け入れ等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

#### (6) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について協議する。

#### (7) 羽田空港及び大規模集客施設との連携

区及び東京消防庁等の関係機関は、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて、危機管理・自主防災などの備えの見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。また、施設管理者等に対して、避難等の訓練への参加を促す。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 都との調整

区は、区が行う救援について、区地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

#### (2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

#### (3) 救援センター運営の準備

区は、区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する区内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

##### ・輸送力に関する情報

- ①保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

##### ・輸送施設に関する情報

- ①道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ②鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- ④飛行場(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

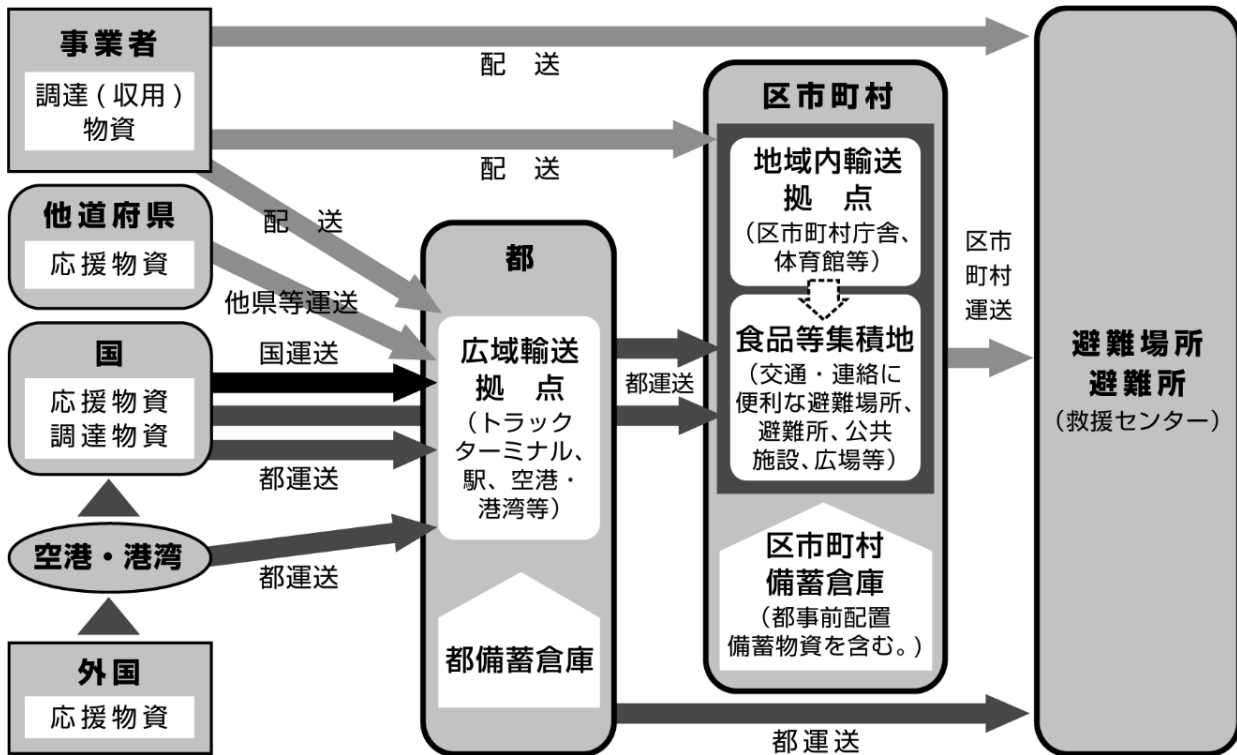
#### (2) 運送経路の把握

区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する区内の運送経路の情報を共有する。

#### (3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

区は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

【緊急物資等の配送の概要】



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど、都に協力する。

また、都が指定した避難施設に関する情報を都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等、迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

【避難施設の区分】

施設区分	定義等
屋内避難施設	避難所、緊急一時避難施設及び特定臨時避難施設
避難所	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
特定臨時避難施設 (※)	武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた一定期間避難可能で堅ろうな避難施設（先島諸島の5市町村（与那国町、竹富町、石垣市、多良間村及び宮古島市）で整備予定）

屋外避難施設	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設
--------	---

※ 特定臨時避難施設は、東京都は整備対象外

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

区は、その区域内に所在する生活関連等施設を把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日 閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

#### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類 (※区内に該当しないものも掲載)	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省
	10 号	危険物質等（国民保護法施行令第 28 条）の取扱所	
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8 号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、 農林水産省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省

	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

## （2）区が管理する公共施設等における警戒

区は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警視庁及び東京海上保安部等との連携を図る。

## 第3節 物資及び資材の備蓄、整備

### 1 区における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材は、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材<sup>(\*)</sup>は、国、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、必要に応じて、新たに備蓄、調達を検討する。

#### (3) 都及び他の区市等との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合にも、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、近接区市や事業者等との間で、必要な体制の整備を検討する。

### 2 区が管理する施設及び設備の整備・点検等

#### (1) 施設及び設備の整備・点検

区は、国民保護措置の実施のため、その管理する施設及び設備を整備・点検する。

#### (2) 復旧のための各種資料等の整備

区は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の成果、道路台帳、境界標等土地に関する権利関係の証明に資する資料について、既存データを活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

---

<sup>(\*)</sup> 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材は、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものは、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

## 第4節 国民保護に関する啓発

### 1 国民保護に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施するよう努める。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発に努める。

その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民の啓発を行なう。

東京消防庁は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等と連携し、地域住民へ応急救護、避難等の普及・啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

区は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に避難する住民の受け入れなどの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

#### (4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 住民がとるべき行動等に関する啓発

区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、J-A L E R Tによる情報伝達や都が作成するパンフレット等を活用し、都と

協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

なお、区は、消防機関、都、日本赤十字社などとともに、傷病者の応急手当の普及活動に努める。

### 3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。